

現行の計画（見直し前）

# 高山市ごみ処理基本計画

平成27年3月策定

高山市環境政策部

# 目 次

1	計画の位置づけ	
1.1	計画策定の経緯	- 1 -
1.2	計画の位置づけ	- 2 -
1.3	計画目標年度	- 3 -
1)	計画対象期間	- 3 -
2)	計画目標年度	- 3 -
1.4	計画対象区域	- 3 -
2	ごみ処理の現状	
2.1	ごみ処理事業の沿革	- 4 -
2.2	ごみの区分	- 5 -
2.3	ごみの排出量	- 6 -
2.4	ごみの収集・運搬	- 12 -
2.5	ごみの処理体制	- 14 -
2.6	ごみの処理施設	- 16 -
2.7	ごみの処理量	- 17 -
2.8	ごみの資源化	- 18 -
2.9	ごみ質	- 20 -
2.10	ごみ処理の主要課題	- 21 -
1)	前計画の評価（平成 25 年度）	- 21 -
2)	ごみの減量化	- 21 -
3)	ごみ焼却施設の老朽化	- 21 -
4)	ごみ処理施設の統廃合	- 22 -
3	将来の予測	
3.1	人口	- 23 -
3.2	ごみの排出量の予測	- 23 -
1)	家庭系ごみ	- 23 -
2)	事業系ごみ	- 25 -
3)	産業廃棄物	- 26 -
4)	将来ごみ排出量	- 27 -
4	計画の基本方針	
4.1	計画の理念	- 31 -
4.2	計画の基本方針	- 32 -
1)	3Rの推進等による廃棄物の減量化	- 32 -
2)	ごみの適正処理	- 32 -
3)	市民、事業者、市の取り組みの推進	- 33 -
4.3	計画の目標	- 34 -

5	3 Rの推進等による廃棄物の減量化	
5.1	廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）	- 39 -
5.2	再使用（Reuse リユース）の促進	- 39 -
5.3	再生利用（Recycle リサイクル）の促進	- 40 -
5.4	市民、事業者、市の取り組みの推進	- 40 -
6	廃棄物の処理計画	
6.1	排出・収集運搬	- 42 -
6.2	中間処理	- 43 -
6.3	最終処分	- 45 -
6.4	災害廃棄物処理計画	- 45 -
7	計画の運営管理	
7.1	計画推進体制	- 46 -
1)	庁内体制	- 46 -
2)	情報公開	- 46 -
3)	民間委託	- 46 -
4)	市民参加	- 46 -
5)	コスト管理	- 46 -
7.2	計画の進捗状況管理	- 46 -
1)	計画管理の方法	- 46 -

## 1 計画の位置づけ

### 1.1 計画策定の経緯

高山市では、平成 7 年度に廃棄物の排出抑制及び適正な処理による生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を目的として、目標年度を平成 17 年度とした最初の一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成 13 年度には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）への対応、廃棄物処理技術の向上、最終処分場のひっ迫等を背景に、目標年度を平成 22 年度とした第二次一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定しました。

平成 18 年度には、各種関係法令の整備や社会情勢の変化、平成 17 年 2 月 1 日の市町村合併による市域の拡大、資源化技術の向上などの変化に対応するため、目標年度を平成 26 年度とした第三次高山市ごみ処理基本計画を策定しました。

平成 22 年度には、既存のごみ処理施設の統廃合と今後の施設整備を見据え、廃棄物（ごみ）の減量及び処理についての方針を定め、目標年度を高山市第七次総合計画の計画期間に合わせ平成 26 年度とした第四次高山市ごみ処理基本計画（以下「第四次計画」という。）を策定しました。

本計画は、第五次高山市ごみ処理基本計画として第四次計画の見直しを行い、廃棄物の減量化と新ごみ処理施設の建設、既存施設の統廃合を見据え、平成 27 年度から平成 36 年度までの高山市の廃棄物（ごみ）政策に係る基本方針を定めるものです。

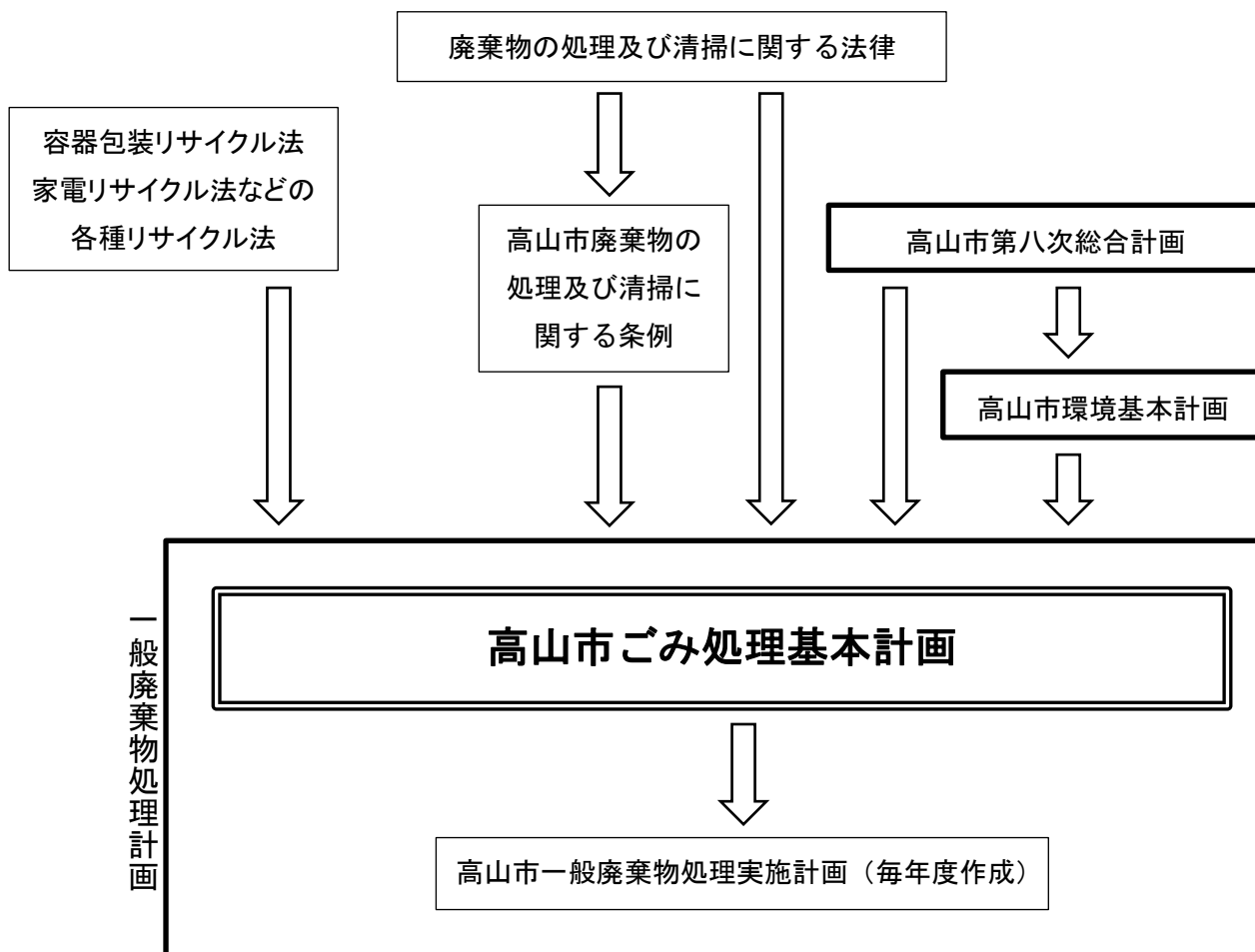
策定年度	計画名称	計画期間
平成 7 年度	第一次一般廃棄物処理基本計画	平成 8 年度～平成 17 年度
平成 13 年度	第二次一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	平成 13 年度～平成 22 年度
平成 18 年度	第三次高山市ごみ処理基本計画	平成 19 年度～平成 26 年度
平成 22 年度	第四次高山市ごみ処理基本計画	平成 23 年度～平成 26 年度
平成 26 年度	第五次高山市ごみ処理基本計画	平成 27 年度～平成 36 年度

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（基本計画）として策定するとともに、同法第11条第2項の規定により市が処理を行う産業廃棄物の処理計画を併せて策定し、「高山市第八次総合計画」の基本理念「協働」「創造」「自立」に基づき、都市像である「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛驒高山」を廃棄物（ごみ）対策の面から目指します。

また、「高山市環境基本計画」の将来像である「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心<sup>いのち</sup>生命かがやく飛驒高山」と「共生」自然と共存できる地域づくり」「循環」環境負荷の少ない循環型地域づくり」「参加」環境保全に協働する地域づくり」の三つの視点により、循環型社会の形成を図ります。

図 1-2 計画の位置づけ



### 1.3 計画目標年度

#### 1) 計画対象期間

高山市第八次総合計画の計画期間と同様に、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

#### 2) 計画目標年度

最終目標年度を平成 36 年度とします。また計画期間の中間年である平成 31 年度を中間目標年度とします。

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
ごみ処理基本 計画	第二次計画																								
							第三次計画																		
												第四次計画													
																第五次計画									
総合計画	第六次計画(H8~)					第七次計画										第八次計画									
環境基本計画	第一次計画(H10~)					第二次計画										第三次計画									

### 1.4 計画対象区域

高山市全域とします。

## 2 ごみ処理の現状

### 2.1 ごみ処理事業の沿革

高山市におけるごみ処理事業の主な沿革は、表 2-1 のとおりです。

第四次計画の平成 23 年度以降では、飛驒市との事務委託を解消したほか、清見リサイクルセンター及び荒城クリーンセンターの 2 施設を廃止しました。また、平成 26 年 4 月から小型家電の分別収集を開始しました。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

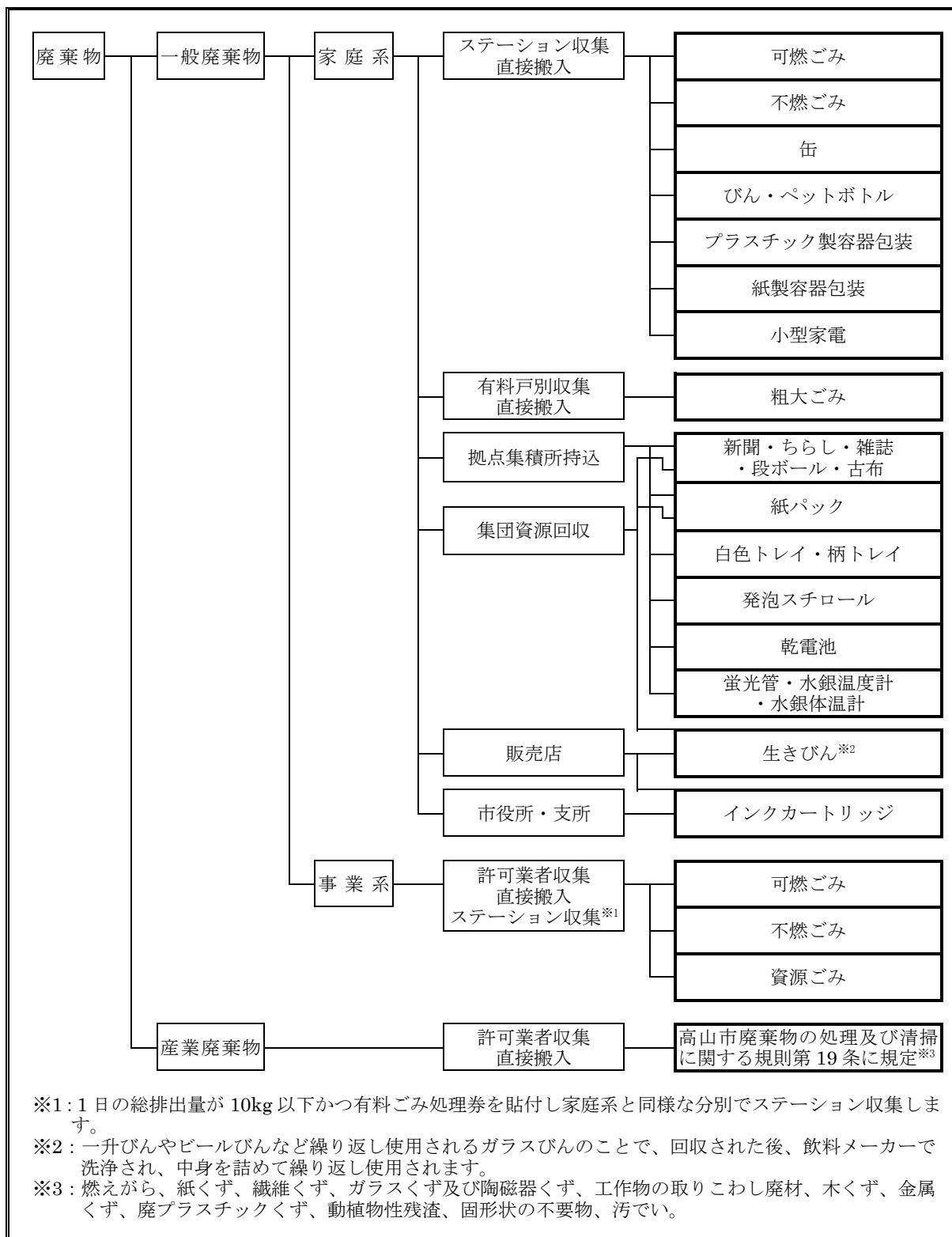
昭和 28 年	戸別収集開始
昭和 36 年 4 月	戸別収集定額制有料化（一般家庭収集年額 360 円）
昭和 47 年 4 月	全市ステーション収集開始、一般家庭ごみ無料化
昭和 49 年 6 月	可燃ごみ・不燃ごみの 2 分別収集
昭和 61 年 4 月	廃乾電池収集開始
平成 3 年 10 月	家庭用生ごみ減量化装置（コンポスト）の補助制度開始
平成 3 年 11 月	資源回収ボックス設置（平成 9 年 9 月まで）
平成 4 年 4 月	シール制開始 粗大ごみ収集開始（有料） 集団資源回収奨励金制度開始
平成 4 年 5 月	食品トレイ減容機設置
平成 9 年 10 月	缶、びん、ペットボトルの分別収集開始 資源ごみのシール制導入 粗大ごみの戸別収集開始 資源ごみ拠点集積所設置（2 か所→平成 26 年度現在 50 か所） 家庭用電動式生ごみ処理機を補助対象に追加
平成 12 年 4 月	シール料金改定（可燃ごみ 70 円→100 円、粗大ごみ 350 円→500 円。金額は税別） 事業用生ごみ堆肥化装置補助制度導入
平成 12 年 10 月	発泡スチロールの回収開始、発泡スチロール減容機設置 不用品リフォームセンター設置 リフォーム製品フェア開催（月 1 回）
平成 14 年 1 月	紙製容器包装を拠点集積所で回収開始（平成 15 年 3 月まで） 廃蛍光管を拠点集積所で回収開始
平成 14 年 6 月	プラスチック製容器包装の分別収集開始 不燃ごみの透明袋収集開始 可燃ごみの透明袋収集開始（平成 15 年 3 月までは透明以外も可）
平成 15 年 4 月	紙製容器包装のステーションでの収集開始
平成 17 年 2 月	周辺の 2 町 7 村と合併
平成 17 年 4 月	無料資源ごみ処理券を廃止し、無料不燃ごみ処理券を配付
平成 19 年 3 月	事業用生ごみ堆肥化装置補助制度廃止
平成 20 年 2 月	荘川埋立処分地休止
平成 20 年 4 月	家庭ごみ収集を完全委託化 容器リサイクル施設運営業務委託化
平成 21 年 4 月	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助金補助率改正 [1/3→1/2（上限 27,000 円）]
平成 22 年 4 月	埋立業務委託化
平成 23 年 3 月	飛驒市との事務委託一部終了（清見リサイクルセンター）
平成 23 年 4 月	清見リサイクルセンター廃止
平成 24 年 3 月	飛驒市との事務委託一部終了（南吉城クリーンセンター、松ヶ瀬清掃工場、松ヶ瀬最終処分場）
平成 24 年 4 月	国府・上宝・奥飛驒温泉郷の可燃ごみ等を市施設で処理開始 市内全域で分別方法を統一
平成 25 年 1 月	上宝埋立処分地休止
平成 26 年 1 月	小型家電分別回収試行開始
平成 26 年 3 月	飛驒市との事務委託終了（荒城クリーンセンター）
平成 26 年 4 月	荒城クリーンセンター廃止 小型家電分別収集開始

## 2.2 ごみの区分

高山市では、ごみの区分を図 2-2 に示すように定め、可能な限り分別・資源化に努め、適正な処分を行っています。

なお、市の施設で一般廃棄物と併せて処理することのできる産業廃棄物は、市内で発生した産業廃棄物であって、市以外の施設で処理が困難なものとしています。

図 2-2 ごみの区分



※1：1日の総排出量が10kg以下かつ有料ごみ処理券を貼付し家庭系と同様な分別でステーション収集します。

※2：一升びんやビールびんなど繰り返し使用されるガラスびんのことで、回収された後、飲料メーカーで洗浄され、中身を詰めて繰り返し使用されます。

※3：燃えがら、紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、工作物の取りこわし廃材、木くず、金属くず、廃プラスチックくず、動植物性残渣、固形状の不要物、汚でい。



## 2.3 ごみの排出量

高山市のごみの排出量の推移は、表 2-3-1 のとおりです。

一般廃棄物の総排出量については、平成 17 年度から平成 22 年度までは減少傾向でしたが、その後は横ばいの状態が続いています。

一般廃棄物のうち家庭系ごみの排出量も、平成 22 年度までは減少傾向でしたが、1 人 1 日当たりの可燃ごみの排出量（原単位：g/人・日）が増加しているため、平成 23 年度以降はわずかに増加傾向にあります。

また、事業系ごみの排出量も平成 22 年度までは減少傾向でしたが、その後はほぼ横ばいの状態が続いています。

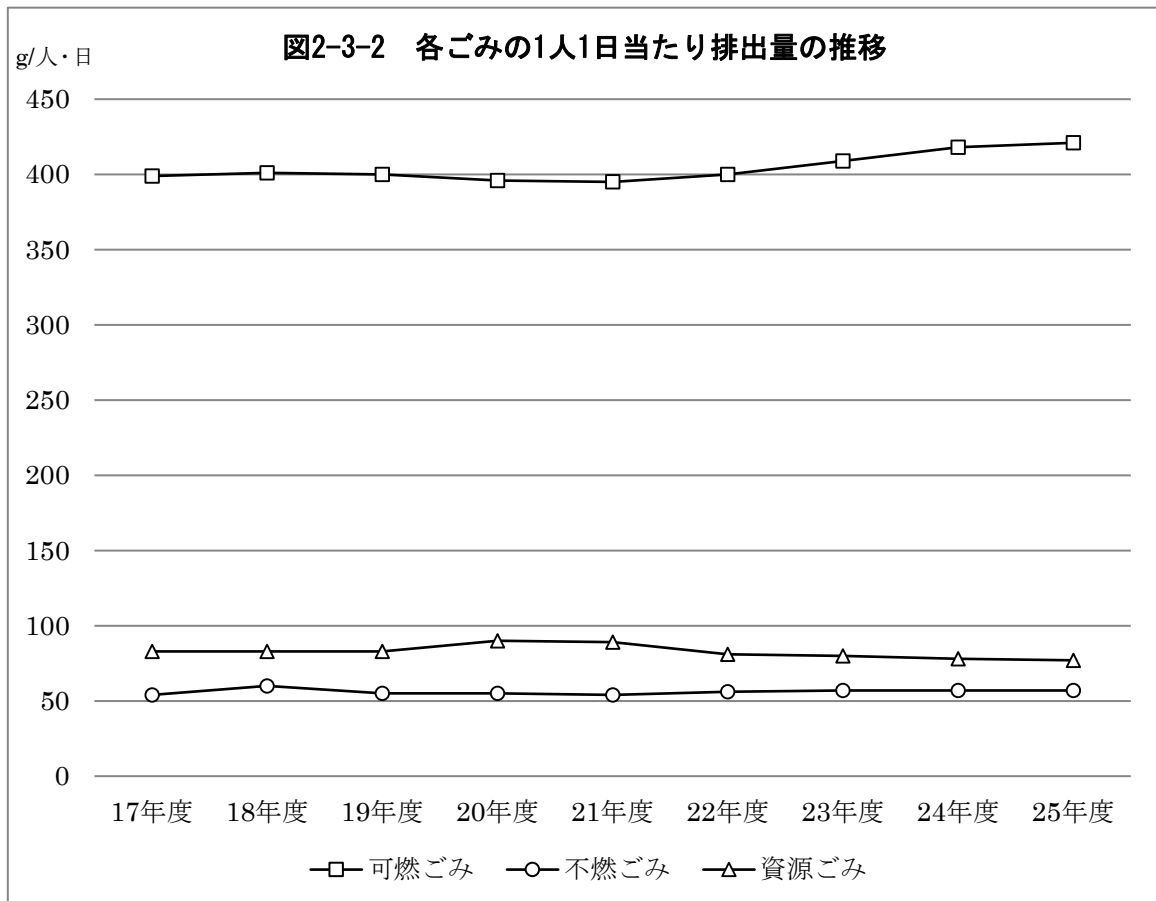
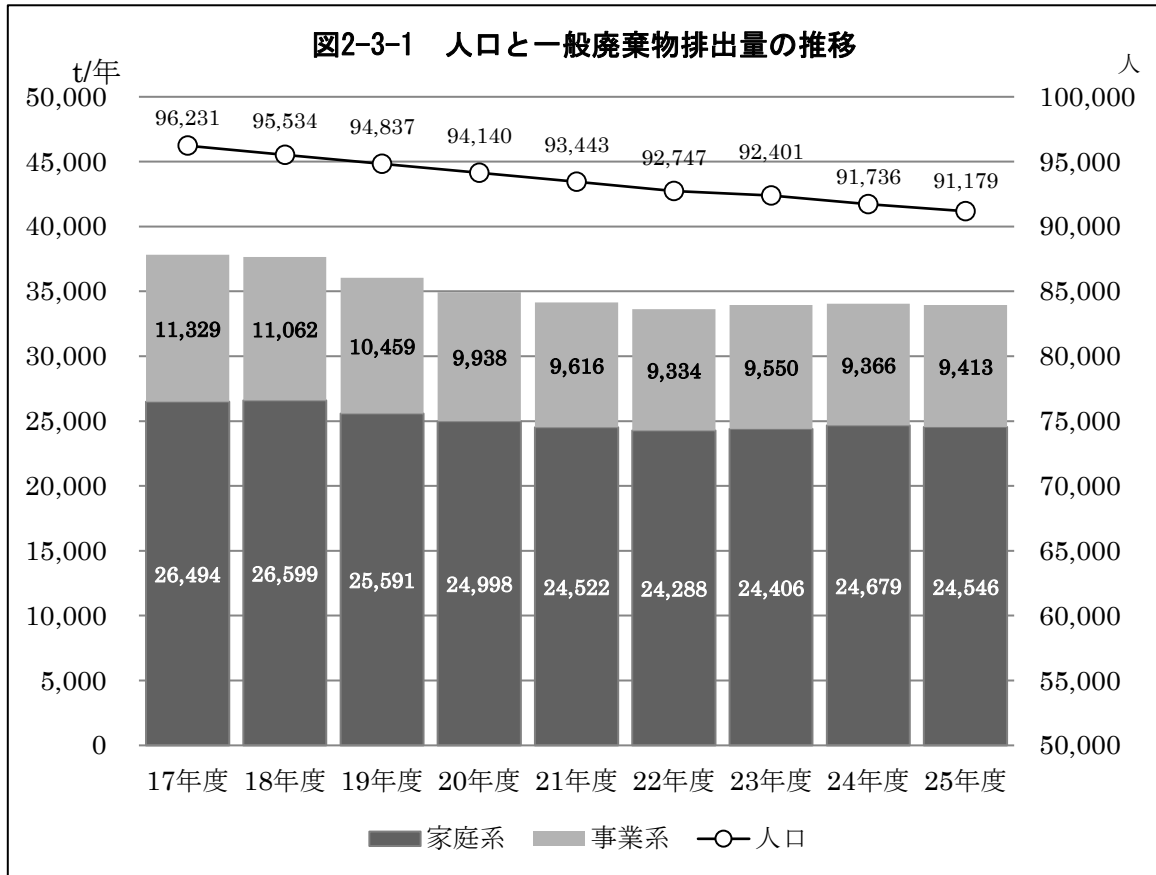
産業廃棄物については、近年はゆるやかな減少傾向にあり、平成 24 年度からは約 1,000t で推移しています。

表 2-3-1 ごみの排出量の推移

項目	単位	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口※1	人	96,231	95,534	94,837	94,140	93,443	92,747	92,401	91,736	91,179
一般廃棄物総ごみ排出量	t/年	37,823	37,661	36,050	34,936	34,138	33,622	33,956	34,045	33,959
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	755	762	737	729	719	716	722	737	738
収集ごみ	g/人・日	536	544	538	541	538	537	546	553	555
可燃ごみ	g/人・日	399	401	400	396	395	400	409	418	421
不燃ごみ(粗大ごみ含む)	g/人・日	54	60	55	55	54	56	57	57	57
資源ごみ	g/人・日	83	83	83	90	89	81	80	78	77
自己搬入ごみ	g/人・日	47	42	33	32	29	29	29	33	38
可燃ごみ	g/人・日	15	12	10	11	10	11	11	13	14
不燃ごみ	g/人・日	32	30	23	21	19	18	18	20	24
集団回収	g/人・日	172	176	166	156	152	150	147	151	145
拠点集積所	g/人・日	86	86	85	77	74	72	73	82	82
集団回収	g/人・日	86	90	81	79	78	78	74	69	63
家庭系ごみ排出量	t/年	26,494	26,599	25,591	24,998	24,522	24,288	24,406	24,679	24,546
収集ごみ	t/年	18,803	18,980	18,661	18,545	18,353	18,200	18,476	18,509	18,460
可燃ごみ	t/年	14,009	13,988	13,890	13,591	13,474	13,539	13,832	13,988	14,021
不燃ごみ※2(粗大ごみ含む)	t/年	1,893	2,098	1,903	1,877	1,854	1,904	1,936	1,893	1,885
資源ごみ	t/年	2,901	2,894	2,868	3,077	3,025	2,757	2,708	2,628	2,554
自己搬入ごみ	t/年	1,659	1,470	1,165	1,109	1,005	985	981	1,109	1,263
可燃ごみ	t/年	521	409	356	393	348	359	366	441	463
不燃ごみ	t/年	1,138	1,061	809	716	657	626	615	668	800
集団回収	t/年	6,032	6,149	5,765	5,344	5,164	5,103	4,949	5,061	4,823
拠点集積所	t/年	3,012	3,004	2,958	2,641	2,520	2,452	2,459	2,744	2,721
集団回収	t/年	3,020	3,145	2,807	2,703	2,644	2,651	2,490	2,317	2,102
事業系ごみ排出量	t/年	11,329	11,062	10,459	9,938	9,616	9,334	9,550	9,366	9,413
可燃ごみ	t/年	9,646	9,287	8,887	8,487	8,309	8,030	8,268	8,177	8,089
不燃ごみ	t/年	983	1,102	878	777	712	654	680	721	858
資源ごみ	t/年	700	673	694	674	595	650	602	468	466
産業廃棄物総排出量	t/年	1,666	1,816	1,789	1,925	1,431	1,275	1,188	1,021	1,016
可燃ごみ	t/年	1,109	1,076	876	736	759	729	641	545	560
不燃ごみ	t/年	548	732	906	1,185	667	540	533	455	433
資源ごみ	t/年	9	8	7	4	5	6	14	21	23
総排出量	t/年	39,489	39,477	37,839	36,861	35,569	34,897	35,144	35,066	34,975

※1：人口は、第八次総合計画推計人口に用いた国勢調査結果等の人口を引用しています。

※2：家庭系収集ごみの不燃ごみには、土砂・河川ごみを含んでいます。



高山市を含む岐阜県内21市における家庭系ごみ1人1日当たり排出量(g/人・日)の推移は表2-3-2、図2-3-3のとおりです。




高山市は21市中14番目に少ない排出量となっています。

ごみ処理料金を無料としている市(図2-3-3:灰色の実線)ほど1人1日当たり排出量が多く、有料としている市(図2-3-3:灰色の点線)ほど少ない傾向となっています。一定の量まで無料としている市(図2-3-3:黒色の実線)の排出量は、無料としている市に比べ少ない傾向ですが、有料化している市に比べると多い傾向となっています。

なお、21市の可燃ごみ処理料金は表2-3-3のとおりとなっています。

表 2-3-2 岐阜県内 21 市の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量

市名	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	順位
岐阜市	g/人・日	815	833	814	794	789	765	760	732	16
大垣市	g/人・日	879	877	807	783	762	729	721	696	13
高山市	g/人・日	753	755	759	726	722	722	722	710	14
多治見市	g/人・日	737	733	687	687	703	699	708	677	12
関市	g/人・日	684	672	701	684	695	684	685	619	8
中津川市	g/人・日	602	837	838	824	818	837	839	811	21
美濃市	g/人・日	735	770	795	765	759	731	761	746	18
瑞浪市	g/人・日	792	847	716	784	692	697	721	737	17
羽島市	g/人・日	728	754	754	756	723	671	669	656	11
恵那市	g/人・日	656	682	672	657	651	633	631	601	7
美濃加茂市	g/人・日	763	787	702	764	697	656	639	632	9
土岐市	g/人・日	878	915	882	891	965	851	839	785	20
各務原市	g/人・日	883	903	885	881	847	805	798	748	19
可児市	g/人・日	729	717	703	724	704	667	669	641	10
山県市	g/人・日	575	596	578	588	595	574	578	554	4
瑞穂市	g/人・日	629	639	612	617	621	568	481	441	1
飛驒市	g/人・日	748	766	751	701	708	715	720	726	15
本巣市	g/人・日	519	558	561	580	557	546	532	540	2
郡上市	g/人・日	579	548	555	640	658	537	546	548	3
下呂市	g/人・日	804	1,125	675	587	573	568	555	556	5
海津市	g/人・日	558	601	601	605	578	584	582	583	6

※  …無料としている市、 …一定量無料としている市、 …有料としている市

※各年10月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出されているため、表2-3-1の数値とは一致していません。

出典：国の一般廃棄物処理実態調査

図2-3-3 岐阜県内21市の家庭系ごみ1人1日当たり排出量の推移

g/人・日

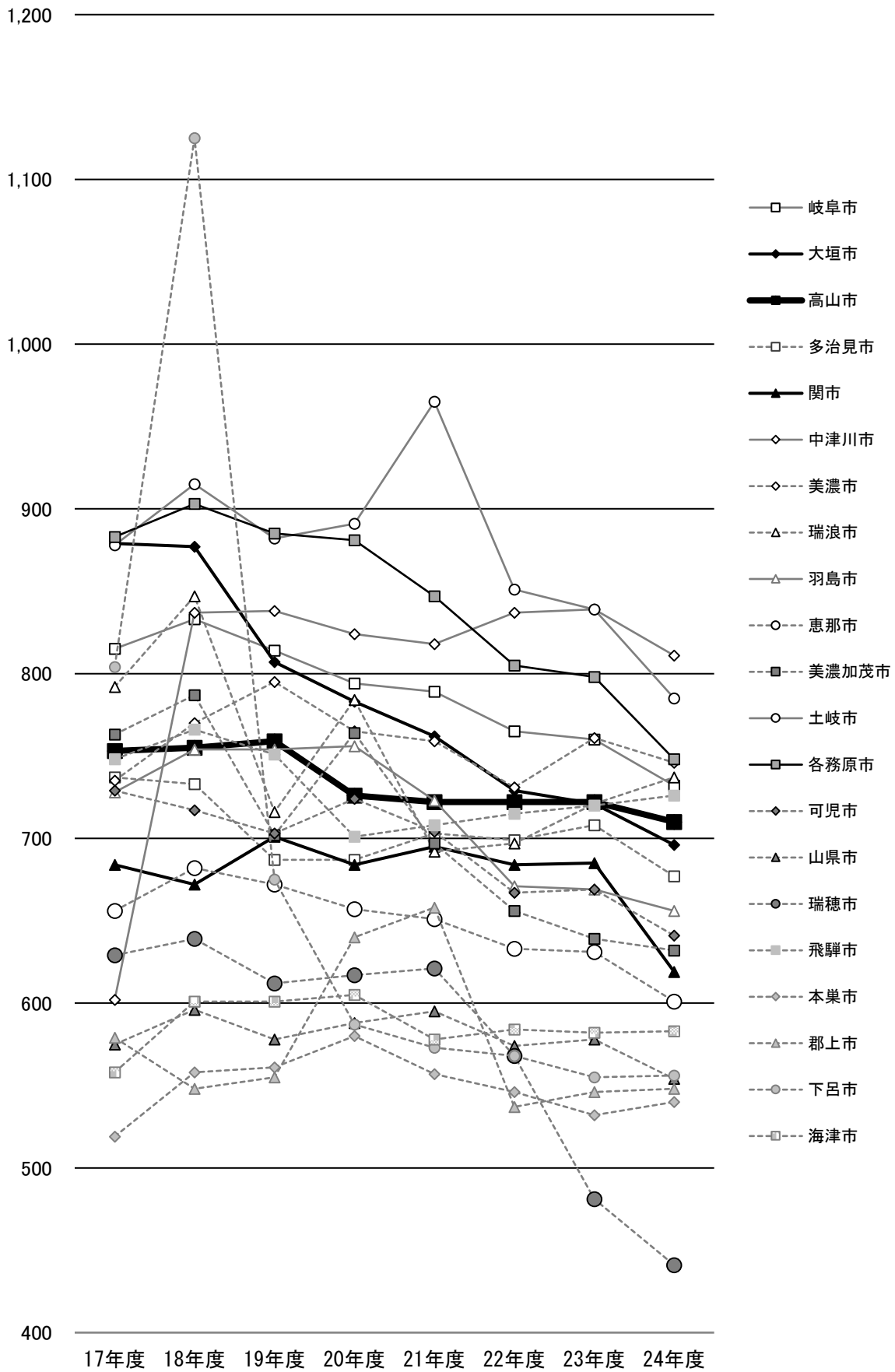


表 2-3-3 岐阜県内 21 市のごみ処理料金

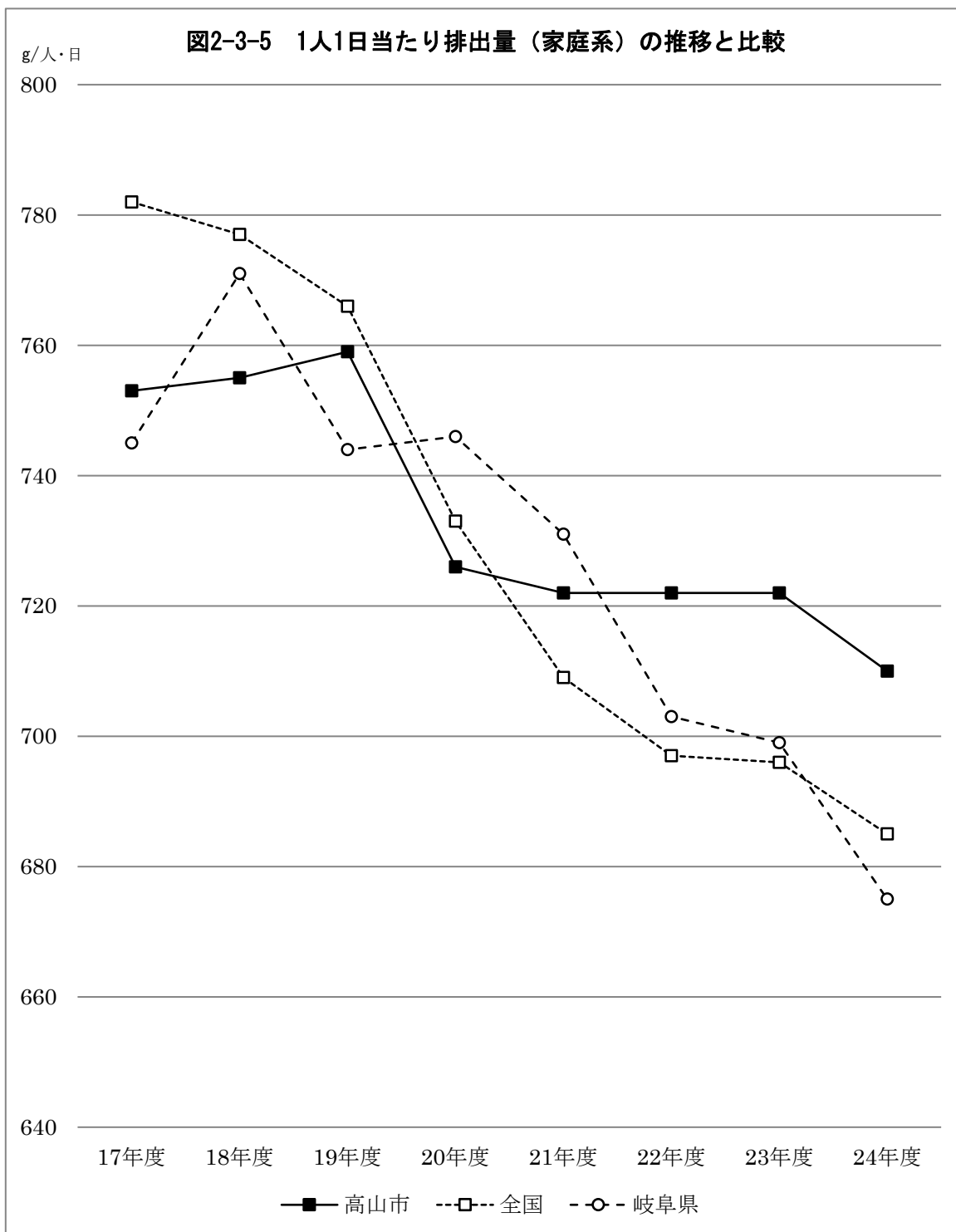
市名	可燃ごみ処理料金
岐阜市	無料
大垣市	一定量（単身世帯で年間 80 枚）まで処理券を無料配付 不足の場合は 1 枚 150 円
高山市	一定量（単身世帯で年間 70 枚）まで処理券を無料配付 不足の場合は 1 枚 108 円
多治見市	小袋 20 円、中袋 33.3 円、大袋 50 円
関市	一定量（単身世帯で年間 80 枚）まで指定袋購入券を配付 小袋 5 円、大袋 6 円（不足の場合は 1 枚 300 円）
中津川市	無料
美濃市	小袋 20 円、中袋 30 円、大袋 50 円
瑞浪市	小袋 22.5 円、大袋 37 円
羽島市	無料（指定袋あり）
恵那市	小袋 21.6 円、大袋 32.4 円
美濃加茂市	小袋 20 円、大袋 30 円
土岐市	無料（指定袋あり）
各務原市	無料（指定袋あり）
可児市	小袋 20 円、中袋 25 円、大袋 30 円
山県市	小袋 35 円、大袋 50 円
瑞穂市	小袋 30 円、大袋 50 円
飛騨市	極小袋 12.75 円、小袋 25.5 円、大袋 51 円
本巣市	小袋 30 円、中袋 40 円、大袋 50 円
郡上市	小袋 25 円、中袋 35 円、大袋 50 円
下呂市	小袋 40 円、大袋 65 円
海津市	小袋 20 円、中袋 30 円、大袋 40 円

※可燃ごみ処理料金は税込みの金額で、処理券及び購入券以外は袋代を含みます。

※各袋の容量は自治体により異なりますが、極小袋は約 15ℓ、小袋は約 20～25ℓ、中袋は約 30～35ℓ、大袋は約 40～45ℓとなっています。

高山市及び岐阜県、全国の家庭ごみの1人1日当たり排出量の推移は、図2-3-5のとおりです。

平成20年度以降、高山市の家庭系ごみの1人1日当たり排出量(g/人・日)は横ばいの状態が続いているため、平成22年度以降減少傾向にある岐阜県平均や全国平均に比べ、多い状況となっています。



※各年10月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出されています。

出典：国の一般廃棄物処理実態調査

## 2.4 ごみの収集・運搬

高山市が行っている家庭系ごみの収集・運搬状況は表 2-4-1 のとおりです。（一部地域を除きます）

表 2-4-1 家庭ごみの収集・運搬状況

収集区分	収集回数	収集方式	手数料（税別）					
			収集	直接搬入※				
可燃ごみ	週 2 回	ステーション	一定枚数まで無料、不足した場合は 100 円/枚	70 円/10kg				
不燃ごみ	月 1 回	ステーション	一定枚数まで無料、不足した場合は 100 円/枚	70 円/10kg				
資源ごみ	缶	ステーション	無料	無料				
	びん・ペットボトル							
	プラスチック製容器包装							
	紙製容器包装							
	小型家電	月 1 回	拠点集積所	-	無料			
	新聞・ちらし・雑誌 ・段ボール・古布	高山地域 週 1 回 または 週 2 回						
	紙パック							
	白色トレイ・柄トレイ							
	発泡スチロール							
	乾電池	その他地域 月 1 回						
	蛍光管・水銀温度計・ 水銀体温計	不定期				集団資源回収	-	無料
	新聞・ちらし・雑誌 ・段ボール・古布							
	紙パック							
	生きびん	随時				市役所本庁・支所	-	無料
	インクカートリッジ							
廃食用油	随時	拠点集積所（朝日・ 高根及び国府地 域、資源 RC）	-	無料				
粗大ごみ	高山地域 週 1 回	戸別収集	500 円/枚	70 円/10kg				
	その他地域 月 1 回							
側溝土砂（高山地域のみ）	月 1 回	清掃実施地区	無料	無料				

※ごみ処理券が貼付された袋は料金を徴収しません。

ごみ処理手数料については、ごみ袋に貼り付けるごみ処理券を、一般家庭及び町内会に年間で所定の枚数（表 2-4-2 参照）を無料で配付することで、一定量まで無料としています。なお、一般家庭に配付した無料ごみ処理券が不足した場合は、有料のごみ処理券を購入し貼り付けることで有料化としています。

一方、事業系の一般廃棄物については、施設に直接搬入（手数料は家庭系と同じ。ただし資源ごみも有料）するか、許可業者に運搬を委託するかのいずれかを事業者に求めています。ただし、事業者でも1日のごみの総排出量が10kg（資源ごみ及び不燃ごみは1袋）を超えない場合は、ごみ処理券を購入し貼付したうえで、最寄りのごみステーションにごみを出すことを認めています。

ごみ袋については、家庭系・事業系とも、透明で容量を45ℓ以下とするなどの規格を定めるとともに、規格に適合した袋を製造する者の申請により「推奨」の表示を許可しています。

産業廃棄物については、直接搬入するか、許可業者に運搬を委託するかのいずれかを事業者に求めています。産業廃棄物の場合は、施設使用料として品目に関わらず10kgあたり300円（税別）を徴収しています。

表 2-4-2 ごみ処理券の配付枚数

区分	要件	年間配付枚数	
		可燃ごみ	不燃ごみ
一般家庭	単身（学生寮等への入居）	30枚	6枚
	単身（上記以外）	70枚	14枚
	世帯人員2～3人	90枚	18枚
	世帯人員4～5人	110枚	22枚
	世帯人員6～7人	120枚	24枚
	世帯人員8人以上	130枚	26枚
町内会※	100世帯未満	50枚	10枚
	100世帯以上	100枚	20枚

※町内会分については、必要に応じ申請していただくことで追加配付できます。



## 2.5 ごみの処理体制

収集した可燃ごみのうち、高山、丹生川、清見、荘川、国府、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンター焼却施設で、一之宮、久々野、朝日及び高根の各地域のものは久々野クリーンセンター焼却施設（一部は資源リサイクルセンター焼却施設）で焼却処理を行っています。

不燃ごみについては、高山、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンターの不燃ごみ処理場で、丹生川、清見、荘川、一之宮、久々野、朝日、高根及び国府の各地域のものは久々野クリーンセンターの不燃ごみ処理場で、それぞれ解体・選別を行い、資源物と可燃ごみの取り出しを行っています。

粗大ごみについては、高山、丹生川、清見、荘川、国府、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンター不燃ごみ処理場で、一之宮、久々野、朝日及び高根の各地域のものは久々野クリーンセンター不燃ごみ処理場で、それぞれ解体・選別を行い、資源物と可燃ごみの取り出しを行っています。なお、再利用が可能な粗大ごみについては、不用品リフォームセンターで修理等を行ったうえで、リフォームフェアを開催し安価で販売しています。

ステーション収集を行っている資源ごみについては、プラスチック製・紙製容器包装及び小型家電を除き資源リサイクルセンター容器リサイクル施設で選別、圧縮・梱包等の処理を行っています。なお、拠点集積所で回収した資源ごみのうち発泡スチロール及び白色トレイ・柄トレイは、資源リサイクルセンター発泡スチロールリサイクル施設で減容処理を行っています。

また、プラスチック製・紙製容器包装については（公財）日本容器包装リサイクル協会が指定する資源化業者の工場で資源化を行うほか、古紙類及び古布等については直接資源化業者に、小型家電、乾電池、蛍光灯、水銀温度計及び水銀体温計等については、資源リサイクルセンターに集積し一定量に達するまで保管後、資源化業者に引き渡しています。

事業系のごみ（一般廃棄物）も、家庭系と同様に処理を行っています。古紙類、金属類及び発泡スチロール等は直接民間処理業者へ搬入して資源化処理するように指導しています。

また産業廃棄物は、市以外の施設で処理が困難な物について資源リサイクルセンターで処理を行っています。

なお、焼却、選別等の中間処理で発生する残渣のうち、焼却残渣（焼却灰）は資源リサイクルセンターの埋立処分地と久々野クリーンセンターの埋立処分地で埋め立てしています。また、不燃ごみの選別残渣は資源リサイクルセンターの埋立処分地のほか、プラスチック等の安定品目に限り丹生川埋立処分地で埋め立てしています。

表 2-5 家庭系ごみの中間処理場所

地域区分 収集区分		高山 上宝 奥飛驒温泉郷	丹生川 清見 荘川 国府	一之宮 久々野 朝日 高根
		可燃ごみ	資源リサイクルセンター	
不燃ごみ		資源リサイクルセンター	久々野クリーンセンター	
粗大ごみ		資源リサイクルセンター		久々野クリーンセンター
資源ごみ	プラスチック製容器包装、紙製容器包装	公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会指定工場(市内)		
	小型家電	資源リサイクルセンター		久々野クリーンセンター
	上記以外の資源ごみ	資源リサイクルセンター、資源化業者		

図 2-5 高山市の中間処理の地域区分及びごみ処理施設位置図



## 2.6 ごみの処理施設

高山市のごみ処理施設の概要は表 2-6 のとおりです。

資源リサイクルセンター焼却施設では、平成 12 年度から平成 13 年度にかけて排ガス高度処理施設及び飛灰固化施設を整備するなど、ダイオキシン類排出抑制のための恒久対策を講じていますが、昭和 61 年度の稼動開始からは平成 27 年 3 月で 29 年が経過しています。

同様に久々野クリーンセンター焼却施設においても、平成 10 年度にダイオキシン類排出抑制のための恒久対策を講じていますが、平成 2 年度の稼動開始からは平成 27 年 3 月で 25 年が経過しています。

埋立処分地については、資源リサイクルセンターの第 1 次埋立処分地の残余容量がわずかとなったため、平成 16 年度に埋立容量 104,700 m<sup>3</sup>の第 2 次埋立処分地を建設しました。第 2 次埋立処分地の残余容量は平成 26 年 5 月で約 70,000 m<sup>3</sup>となっています。

表 2-6 ごみ処理施設の概要

施設名称	所在地	種 別	処 理 能 力	備 考
高山市 資源リサイクルセンター(資源 RC)	三福寺町 1800 番地	焼却施設	全連続燃焼式焼却炉 50t/24h×2 炉	
		埋立処分地 (管理型)	[第 1 次埋立処分地] 面積約 27,000 m <sup>2</sup> [第 2 次埋立処分地] 面積 13,600 m <sup>2</sup>	
		容器リサイクル 施設	10t/5h	・びん・ペットボトルについて選別、圧縮、梱包 ・缶を圧縮 ・小規模授産所として作業を委託
		不燃ごみ 処理場	敷地面積 約 1,000 m <sup>2</sup> (第 1 次埋立処分地内)	・不燃ごみの中から金属類を回収し資源化 ・缶をアルミとスチールに分別
		不用品リフォーム センター	延べ床面積 260.29 m <sup>2</sup>	・収集及び搬入された粗大ごみを修理等で再生して販売
		発泡スチロール リサイクル施設	40kg/h 2 台 10kg/h 1 台	・減容機によりインゴットに加工し資源化
高山市 久々野クリーンセンター(久々野 CC)	久々野町久々野 3033 番地 3	焼却施設	機械化バッチ 8t/8h×2 炉	
		埋立処分地 (管理型)	埋立地面積 2,000 m <sup>2</sup>	
		不燃ごみ 処理場	敷地面積 4,501 m <sup>2</sup>	・不燃、粗大ごみの選別 ・金属類を回収し資源化
高山市 丹生川埋立処分地	丹生川町町方 3625 番地	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 53,000 m <sup>2</sup>	
高山市 荘川埋立処分地	荘川町赤谷 1237 番地 1	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 2,000 m <sup>2</sup>	(休止中)
高山市 上宝埋立処分地	奥飛驒温泉郷 赤桶 903 番地	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 5,124 m <sup>2</sup>	(休止中)
廃食用油精製施設	朝日町万石	ディーゼル燃料精製施設	40ℓ/15h	・廃食用油を精製

## 2.7 ごみの処理量

高山市におけるごみの処理量の推移は表 2-7 のとおりです。

中間処理量については、平成 22 年度まで減少を続け、それ以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、総資源化量は、平成 18 年度をピークに減少を続けています。

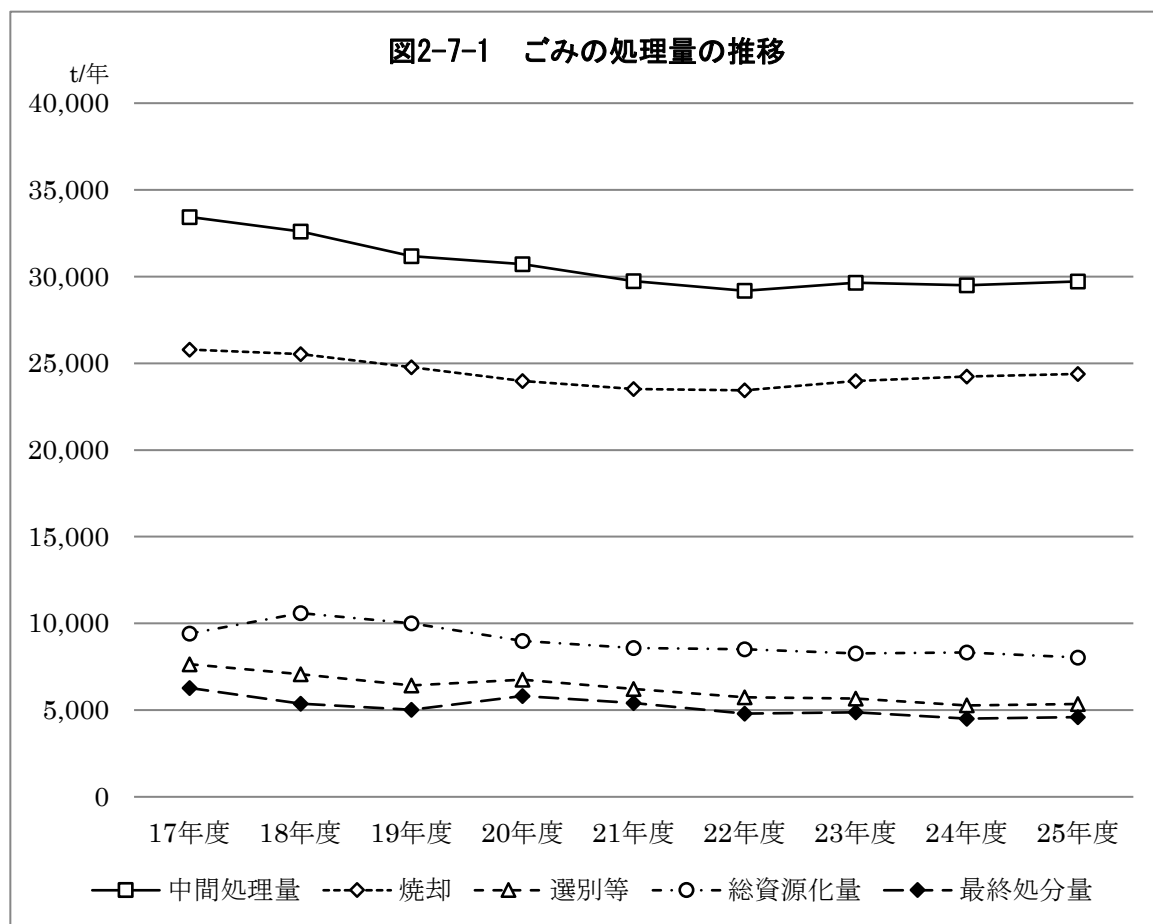
また、最終処分量は平成 17 年度以降減少傾向にありましたが、平成 24 年度からは、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-7 中間処理量、総資源化量、最終処分量

項目	単位	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
中間処理量	t/年	33,440	32,607	31,186	30,723	29,732	29,181	29,646	29,504	29,724
焼却	t/年	25,792	25,535	24,770	23,971	23,520	23,441	23,972	24,234	24,379
資源 RC	t/年	24,199	24,025	23,144	22,355	21,946	21,870	22,348	23,108	23,539
久々野 CC	t/年	1,593	1,510	1,626	1,616	1,574	1,571	1,624	1,126	840
選別等	t/年	7,648	7,072	6,416	6,752	6,212	5,740	5,674	5,270	5,345
総資源化量	t/年	9,414	10,593	10,011	8,997	8,585	8,518	8,279	8,317	8,032
最終処分量	t/年	6,279	5,364	5,025	5,823	5,406	4,802	4,866	4,510	4,596

※四捨五入しているため、数値の合計が一致しない場合があります。

※資源 RC の 17 年度～23 年度は南吉城及び荒城の両クリーンセンターでの焼却分を含みます。



## 2.8 ごみの資源化

高山市におけるごみの資源化量の推移は表 2-8 のとおりです

一般廃棄物の資源ごみは、平成 18 年度をピークに減少を続けています。

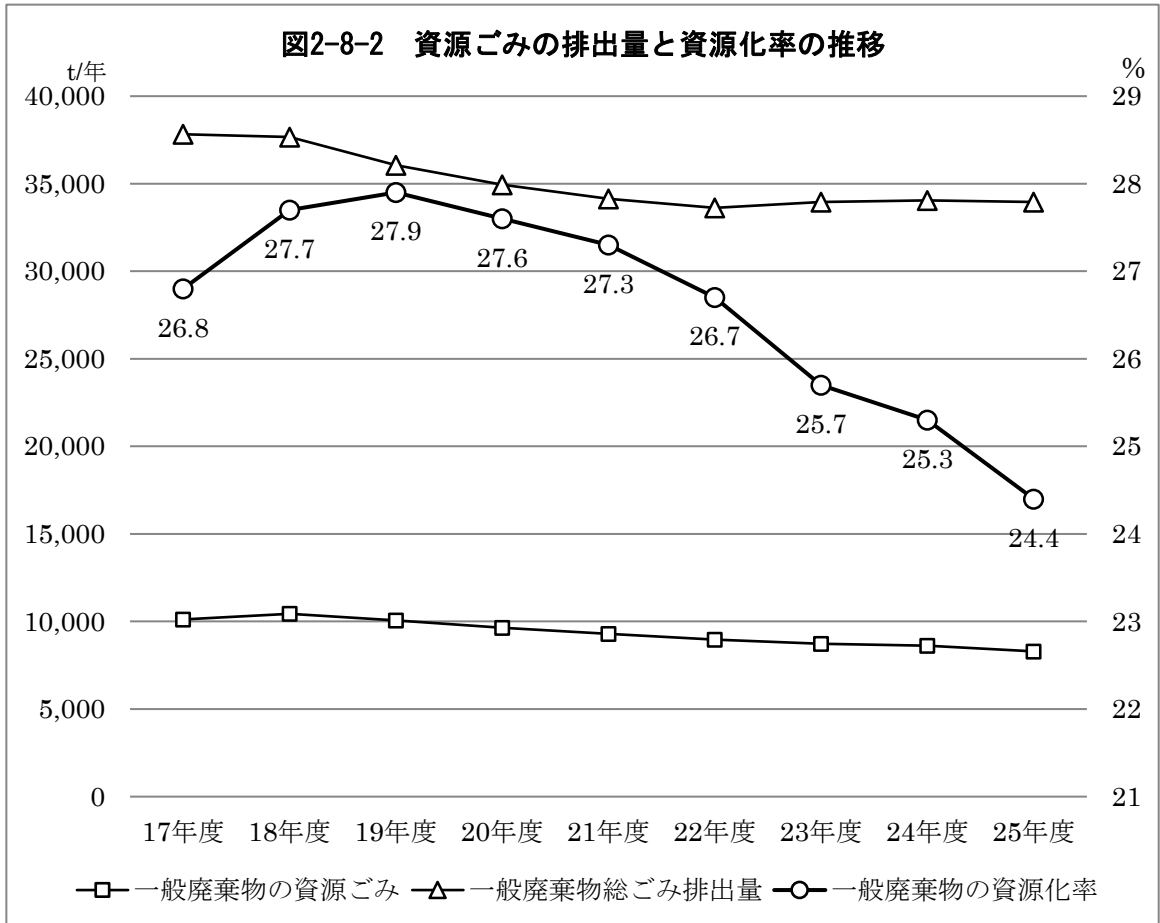
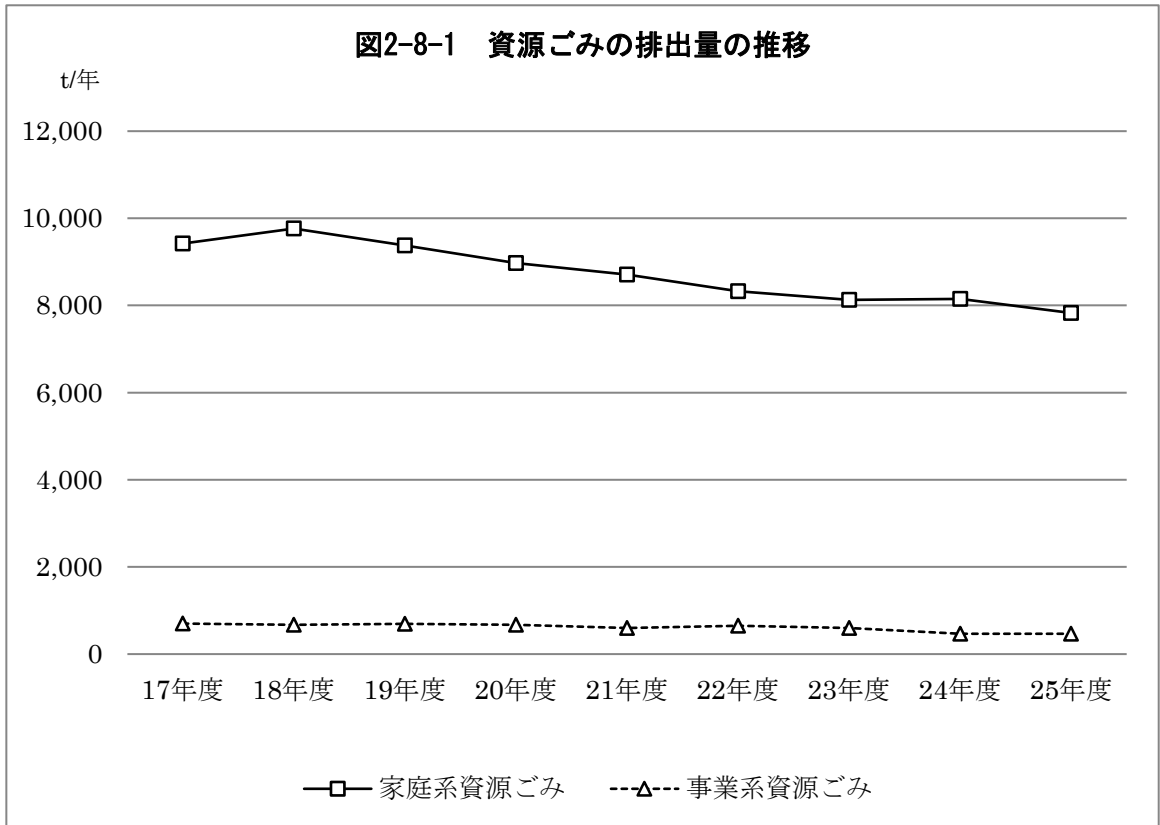
一般廃棄物の資源ごみのうち家庭系の資源ごみも平成 18 年度をピークに減少を続けており、事業系資源ごみも、増減はあるものの平成 17 年度以降減少傾向にあります。

一般廃棄物の総排出量に対する資源ごみの割合である資源化率は、平成 19 年度の 27.9% をピークに減少を続けています。これは、近年メーカーが容器の軽量化に取り組んでいることや、民間業者による回収、資源ごみの分別不足などの要因が考えられます。

表 2-8 資源ごみ及び資源化率

項目	単位	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
一般廃棄物の資源ごみ	t/年	10,121	10,439	10,070	9,649	9,303	8,974	8,733	8,621	8,289
家庭系資源ごみ	t/年	9,421	9,765	9,376	8,975	8,708	8,324	8,131	8,153	7,823
収集	t/年	2,900	2,935	2,868	3,075	3,025	2,757	2,708	2,628	2,554
びん・ペットボトル	t/年	1,171	1,172	1,155	1,393	1,368	1,122	1,100	1,071	1,037
缶	t/年	338	317	318	366	294	292	290	266	255
プラスチック製容器包装	t/年	721	721	712	672	706	700	694	685	671
紙製容器包装	t/年	670	684	683	644	657	643	624	606	591
自己搬入	t/年	1	1	1	0	0	0	0	0	0
集団回収等	t/年	6,032	6,149	5,765	5,344	5,164	5,103	4,949	5,061	4,823
拠点集積所	t/年	3,012	3,004	2,958	2,641	2,520	2,452	2,459	2,744	2,721
新聞・チラシ	t/年	1,503	1,492	1,488	1,332	1,213	1,177	1,153	1,275	1,247
雑誌	t/年	913	937	923	822	791	758	764	854	830
段ボール	t/年	496	489	470	418	444	445	471	551	581
古布	t/年	34	30	25	20	22	22	26	22	23
紙パック	t/年	20	15	14	13	16	12	11	9	10
電池・蛍光灯	t/年	29	23	22	22	20	22	20	19	18
発泡スチロール	t/年	17	18	16	14	14	15	14	14	12
集団回収	t/年	3,020	3,145	2,807	2,703	2,644	2,651	2,490	2,317	2,102
生きびん	t/年	61	56	54	44	40	38	35	31	29
古紙類	t/年	2,894	3,027	2,695	2,606	2,552	2,562	2,403	2,223	2,019
古布類	t/年	37	34	28	23	19	17	18	15	13
アルミ	t/年	23	23	23	25	28	28	27	25	25
その他	t/年	6	5	6	6	5	6	7	23	16
不燃物からの金属回収	t/年	487	721	743	555	519	464	474	464	446
事業系資源ごみ	t/年	700	673	694	674	595	650	602	468	466
一般廃棄物総ごみ排出量	t/年	37,823	37,661	36,050	34,936	34,138	33,622	33,956	34,045	33,959
一般廃棄物の資源化率	%	26.8	27.7	27.9	27.6	27.3	26.7	25.7	25.3	24.4
産業廃棄物の資源ごみ	t/年	9	8	7	4	5	6	14	21	23
総資源ごみ	t/年	10,131	10,445	10,078	9,654	9,307	8,979	8,747	8,642	8,311
総ごみ排出量	t/年	39,489	39,477	37,839	36,861	35,569	34,897	35,144	35,066	34,975
総ごみに対しての資源化率	%	25.7	26.5	26.6	26.2	26.2	25.7	24.9	24.6	23.8

※四捨五入しているため、数値の合計が一致しない場合があります。



## 2.9 ごみ質

ごみ質分析は法令で義務付けられており、焼却施設の維持管理、ごみの減量化、資源化のためのデータ収集など、様々な目的に利用するために実施しています。

市の2か所の焼却施設に搬入された可燃ごみのごみ質分析結果は表2-9のとおりです。

近年、ごみの三成分（水分・灰分・可燃分）の内、可燃分が増加し水分が減少している傾向にあるため、単位体積重量が軽くなることに加えて、ごみを燃やした時に発生する熱量が上昇する傾向になっています。

発熱量の高いごみを焼却すると、焼却炉内の温度が上昇し焼却炉やガス冷却装置等に負担がかかるため、焼却速度や空気量を調整すること等により燃焼温度を制御しながら処理を行っています。

表2-9 ごみ質の推移

施設	項目		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資源リサイクルセンター焼却施設	組成割合 (乾燥ベース)	紙布類	%	41.7	57.0	47.4	53.4	62.7	55.5	58.1	40.4	44.5
		ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	%	26.3	13.2	16.6	26.9	21.3	20.1	17.1	26.2	24.4
		木・竹・ワラ類	%	6.6	4.4	9.7	7.0	7.6	8.7	6.5	6.7	6.2
		厨芥類	%	16.4	18.5	21.6	10.3	6.6	12.3	15.9	22.8	18.8
		不燃物	%	1.4	0.5	0.8	0.5	0.6	1.3	0.4	1.2	1.2
		その他	%	7.6	6.5	4.0	2.0	1.3	2.1	2.0	2.7	4.9
	三成分 (湿潤ベース)	水分	%	50.4	51.7	51.3	52.9	47.8	47.2	40.0	51.4	48.2
		灰分	%	4.7	5.7	5.6	3.9	6.2	5.5	6.6	5.5	5.6
		可燃分	%	44.9	42.6	43.2	43.3	46.0	47.3	53.4	43.2	46.2
	単位体積重量		t/m <sup>3</sup>	0.175	0.180	0.180	0.175	0.183	0.153	0.150	0.143	0.148
	低位 発熱量	計算値	kcal/kg	1,718	1,605	1,635	1,630	1,785	1,843	2,163	1,635	1,790
		実測値	kcal/kg	1,935	1,405	1,558	1,693	1,755	1,928	2,155	1,950	1,838
	久々野クリーンセンター焼却施設	組成割合 (乾燥ベース)	紙布類	%	40.9	50.2	44.9	52.4	54.0	61.4	56.4	49.4
ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類			%	27.6	20.4	24.9	27.6	27.1	16.5	20.3	23.3	24.8
木・竹・ワラ類			%	4.6	2.5	3.0	5.4	0.9	8.5	2.3	6.2	6.2
厨芥類			%	12.5	21.9	22.9	11.1	15.0	9.9	17.8	17.1	21.1
不燃物			%	6.5	0.7	1.1	1.4	1.5	1.8	0.4	1.5	0.9
その他			%	8.0	4.4	3.3	2.2	1.6	1.9	2.8	2.5	1.5
三成分 (湿潤ベース)		水分	%	50.3	54.3	47.7	45.3	48.3	42.0	42.6	48.6	44.4
		灰分	%	7.0	4.7	5.7	4.7	5.4	6.6	6.1	5.6	5.2
		可燃分	%	42.7	41.1	46.6	50.1	46.4	51.5	51.3	45.8	50.5
単位体積重量		t/m <sup>3</sup>	0.173	0.180	0.175	0.155	0.168	0.150	0.155	0.148	0.143	
低位 発熱量		計算値	kcal/kg	1,613	1,523	1,810	1,978	1,795	2,063	2,055	1,768	2,005
		実測値	kcal/kg	1,713	1,365	1,680	1,900	1,738	2,210	2,160	1,790	2,058

※各年度とも3ヶ月に1回（年4回）実施している測定結果の平均値です。

※四捨五入しているため、組成割合、三成分の合計は100%とならない場合があります。

※「低位発熱量」とは、水分を含んだごみが燃焼する際に発生する熱量のことをいいます。

## 2.10 ごみ処理の主要課題

### 1) 前計画の評価（平成 25 年度）

平成 25 年度のごみ排出量実績と前計画（平成 22 年度策定）における当該年度の計画値を比較した結果は、表 2-10 のとおりです。

家庭系ごみ排出原単位（家庭ごみの 1 人 1 日当たり排出量：g/人・日）では、可燃ごみと不燃ごみが計画値を上回り、資源ごみが計画値を下回った結果、合計では 31g/人・日上回りました。

また、ごみの総排出量では計画値を下回りましたが、これは主に産業廃棄物の総排出量が減少したためであり、家庭系、事業系とも排出量の計画値を上回りました。

表 2-10 ごみ処理量等の実績値と計画値の比較(平成 25 年度)

項目	単位	実績値(H25)	計画値(H25)	比較	
人口	人	91,179	95,000	△3,821	
一般廃棄物	家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	738	707	31
	収集ごみ	g/人・日	555	533	22
	可燃ごみ	g/人・日	421	388	33
	不燃ごみ	g/人・日	57	54	3
	資源ごみ	g/人・日	77	91	△14
	自己搬入ごみ	g/人・日	38	25	13
	可燃ごみ	g/人・日	14	9	5
	不燃ごみ	g/人・日	24	16	8
	集団回収等	g/人・日	145	149	△4
	家庭系ごみ排出量	t	24,546	24,231	315
	事業系ごみ排出量	t	9,413	9,184	229
総排出量	t	33,959	33,415	544	
産業廃棄物総排出量	t	1,016	1,741	△725	
総排出量	t	34,975	35,156	△181	
資源化率（一般廃棄物）	%	24.4	28.0	△3.6	

### 2) ごみの減量化

- ・家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量（排出原単位）のうち、可燃ごみが増加傾向にあり、資源ごみが減少傾向にあるため、今後も家庭から排出される可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。

### 3) ごみ焼却施設の老朽化

- ・資源リサイクルセンター清掃工場（昭和 61 年 3 月竣工）が建設から平成 27 年 3 月で 29 年経過し老朽化していることから、新たなごみ焼却施設を建設する必要があります。
- ・市が所有する 2 か所の焼却施設について、新施設稼働までは必要な補修及び更新を行い、適正な性能の維持及び適切な運転管理を行うことが必要です。



#### 4) ごみ処理施設の統廃合

- ・ごみ処理施設を効率的に運営するために、新たなごみ焼却施設の計画とともに処理施設の統廃合を検討する必要があります。

### 3 将来の予測

#### 3.1 人口

本計画の最終目標年度（平成 36 年度）の人口は、第八次総合計画の計画人口である 82,000 人とします。

#### 3.2 ごみの排出量の予測

ごみの排出量の予測にあたっては、平成 17 年度から平成 25 年度までの各ごみの排出量から、時系列分析に用いる複数の推計式により将来の値を推計するとともに、災害ごみなどによる実績値の特殊事情や近年の社会情勢等の要因を考慮し、最も適当と思われる値を予測値としました。（表 3-2-7 人口及びごみ排出量の将来予測及び資料編参照）

##### 1) 家庭系ごみ

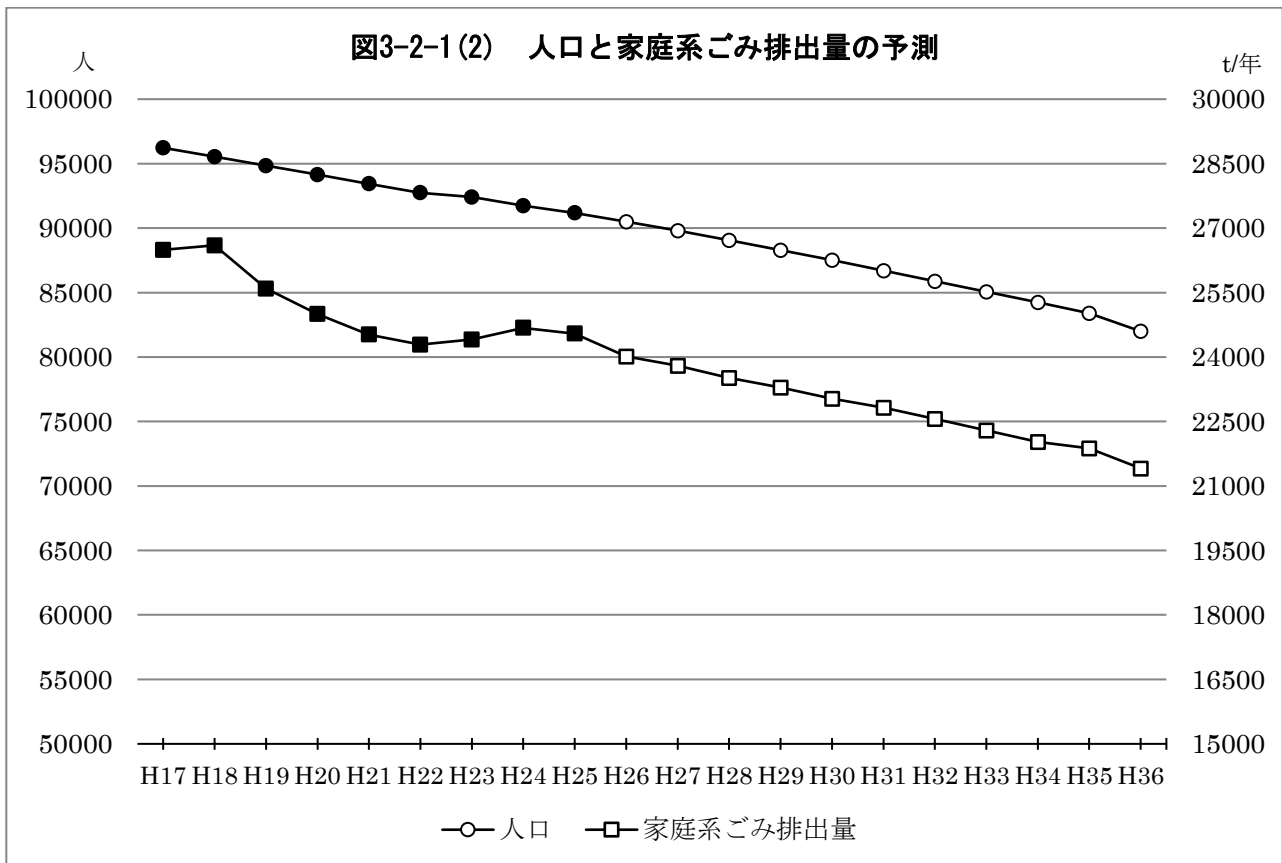
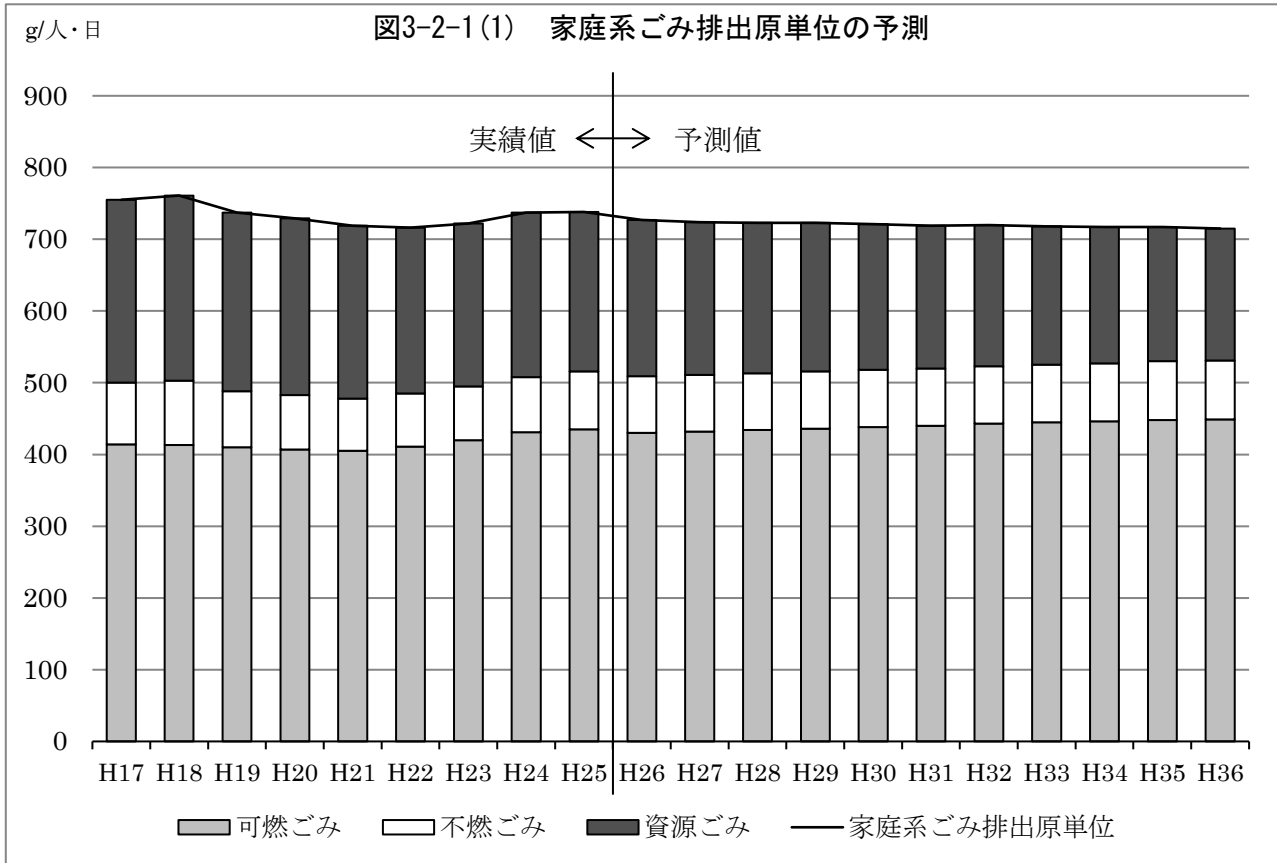
家庭系ごみの排出原単位（1 人 1 日当たりの排出量）及び排出量の予測値は、表 3-2-1 のとおりです。

平成 17 年度から平成 25 年度までの実績では、可燃ごみは横ばいから増加傾向に変化してきていることから、可燃ごみはわずかな増加傾向が今後も続くと予測されます。不燃ごみは近年横ばいの状況であるため、今後も同様な状況が続くと予測されます。資源ごみについては近年減少傾向であることから、今後も減少傾向が続くと予測されます。その結果、合計（家庭系ごみ排出原単位）ではわずかな減少傾向と予測されます。

一方家庭系ごみの排出量は、排出原単位の減少と人口の減少により減少傾向と予測されま

表 3-2-1 家庭系ごみの排出量等の予測値

項目	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	724	723	723	721	719	720	718	717	717	715
可燃ごみ	g/人・日	432	434	436	438	440	443	445	446	448	449
不燃ごみ	g/人・日	79	79	80	80	80	80	80	81	82	82
資源ごみ	g/人・日	213	210	207	203	199	197	193	190	187	184
家庭系ごみ排出量	t/年	23,796	23,517	23,291	23,032	22,824	22,560	22,292	22,028	21,876	21,410



※図中、黒塗りは実績値、白抜きは予測値です（以下この項において同じ）

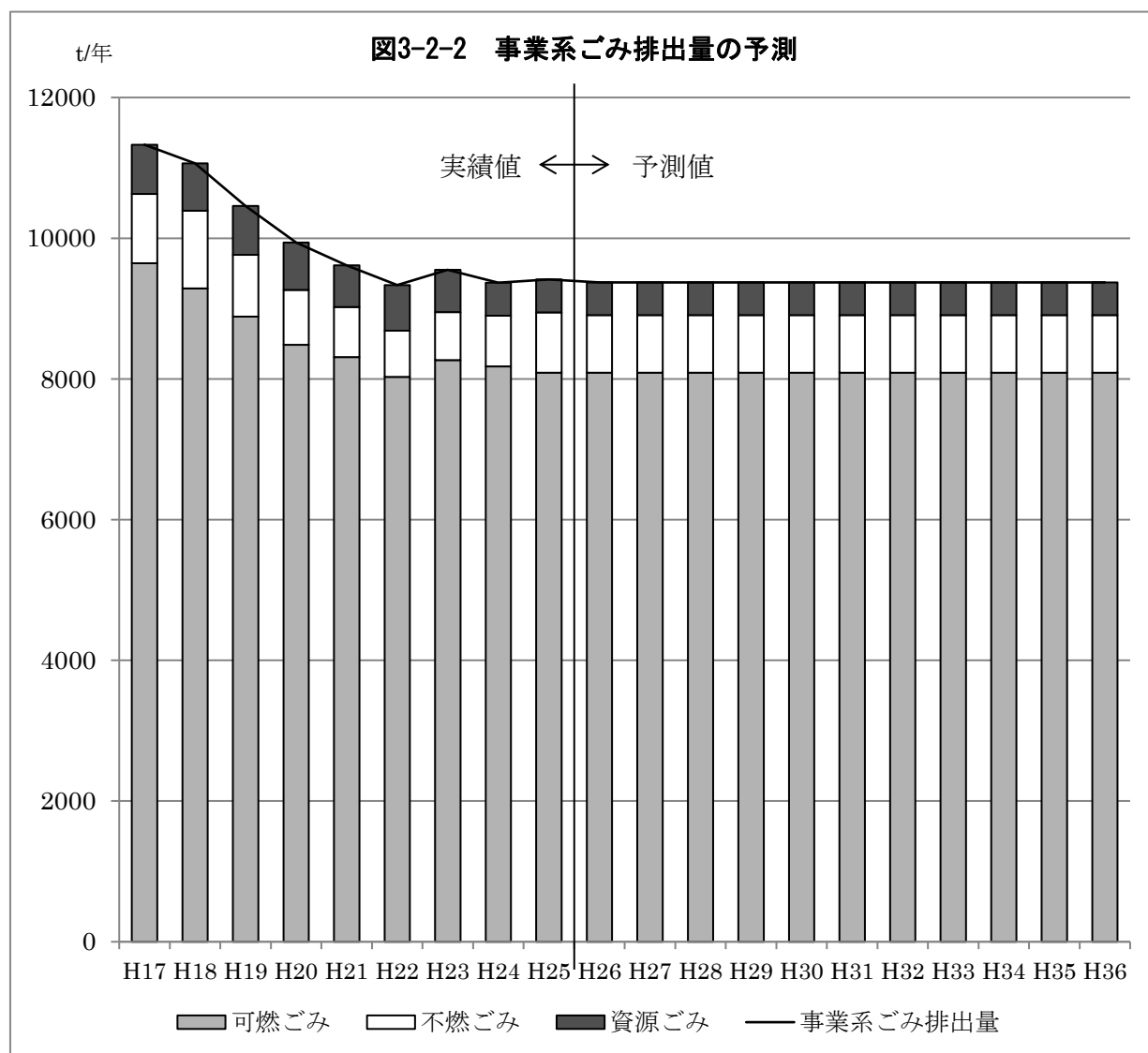
## 2) 事業系ごみ

事業系ごみ（一般廃棄物）の予測値は表 3-2-2 のとおりです。

平成 17 年度から平成 25 年度までの実績では、可燃ごみと資源ごみは減少傾向でしたが、近年はほぼ横ばいの状況が続いていることから現状維持と予測されます。不燃ごみについては減少傾向から増加傾向に転じているものの、推計式ではほとんどが減少傾向を示すため、実績の平均を予測値としました。その結果、合計では直近の排出状況が続くと予測しました。

表 3-2-2 事業系一般廃棄物の予測値

項目	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
事業系ごみ排出量	t/年	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373
可燃ごみ	t/年	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089
不燃ごみ	t/年	818	818	818	818	818	818	818	818	818	818
資源ごみ	t/年	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466



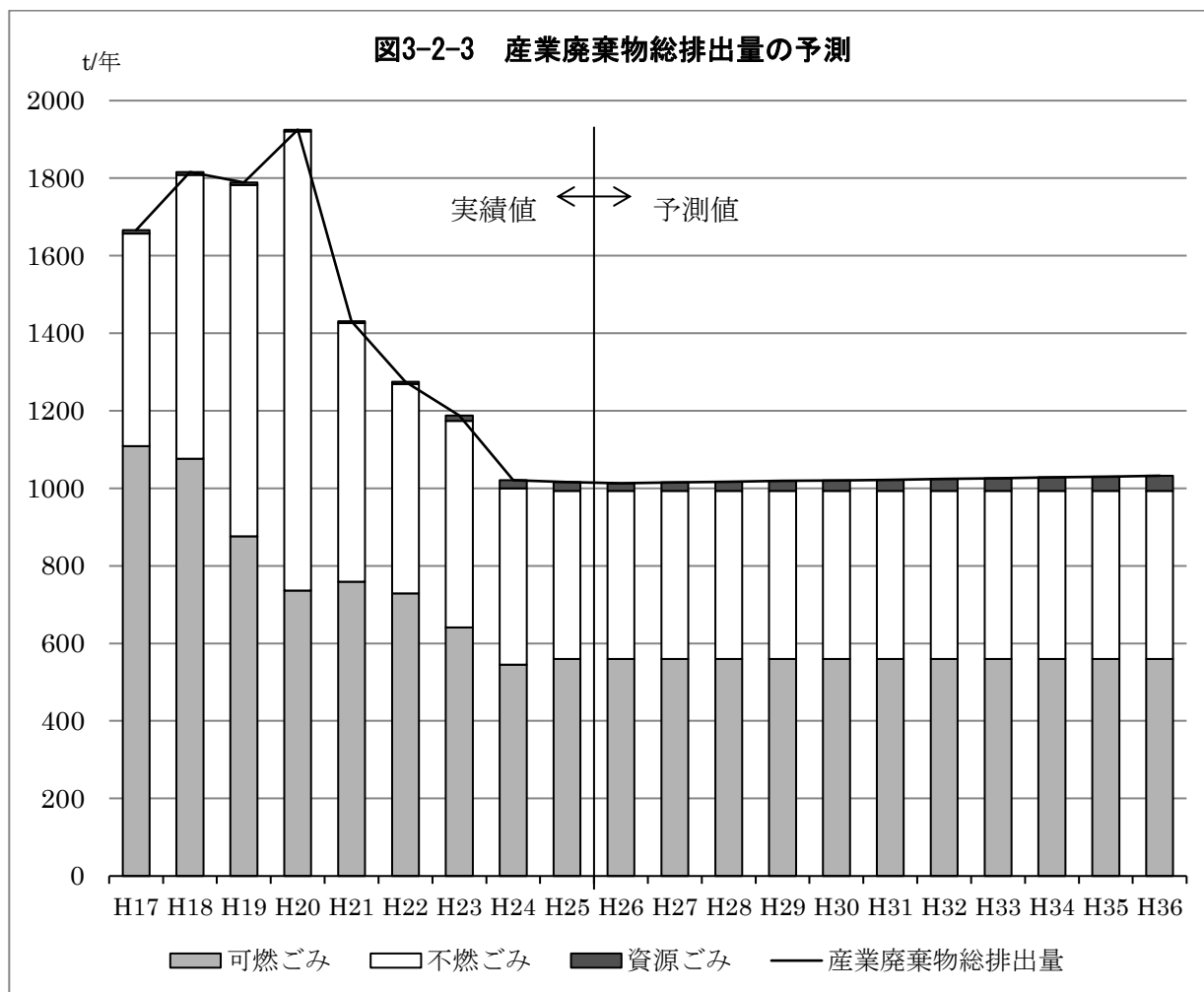
### 3) 産業廃棄物

産業廃棄物の予測値は表 3-2-3 のとおりです。

平成 17 年度から平成 25 年度までの実績では、可燃ごみについては減少傾向が続き、不燃ごみについては、火災等の特殊事情により増加している年度はありますが、それ以外では横ばいから若干の減少傾向になっています。しかし、平成 23 年度からはごみ処理施設への負荷軽減のため、産業廃棄物処分委託契約等により可燃ごみと不燃ごみの受け入れ制限を実施していることから、可燃ごみと不燃ごみについては現状維持とし、資源ごみについては近年の実績値がわずかな増加傾向であることから微増傾向と予測した結果、合計ではわずかな増加傾向と予測しています。

表 3-2-3 産業廃棄物の予測値

項目	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
産業廃棄物総排出量	t/年	1,015	1,017	1,019	1,020	1,022	1,024	1,026	1,028	1,030	1,032
可燃ごみ	t/年	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560
不燃ごみ	t/年	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433
資源ごみ	t/年	22	24	26	27	29	31	33	35	37	39



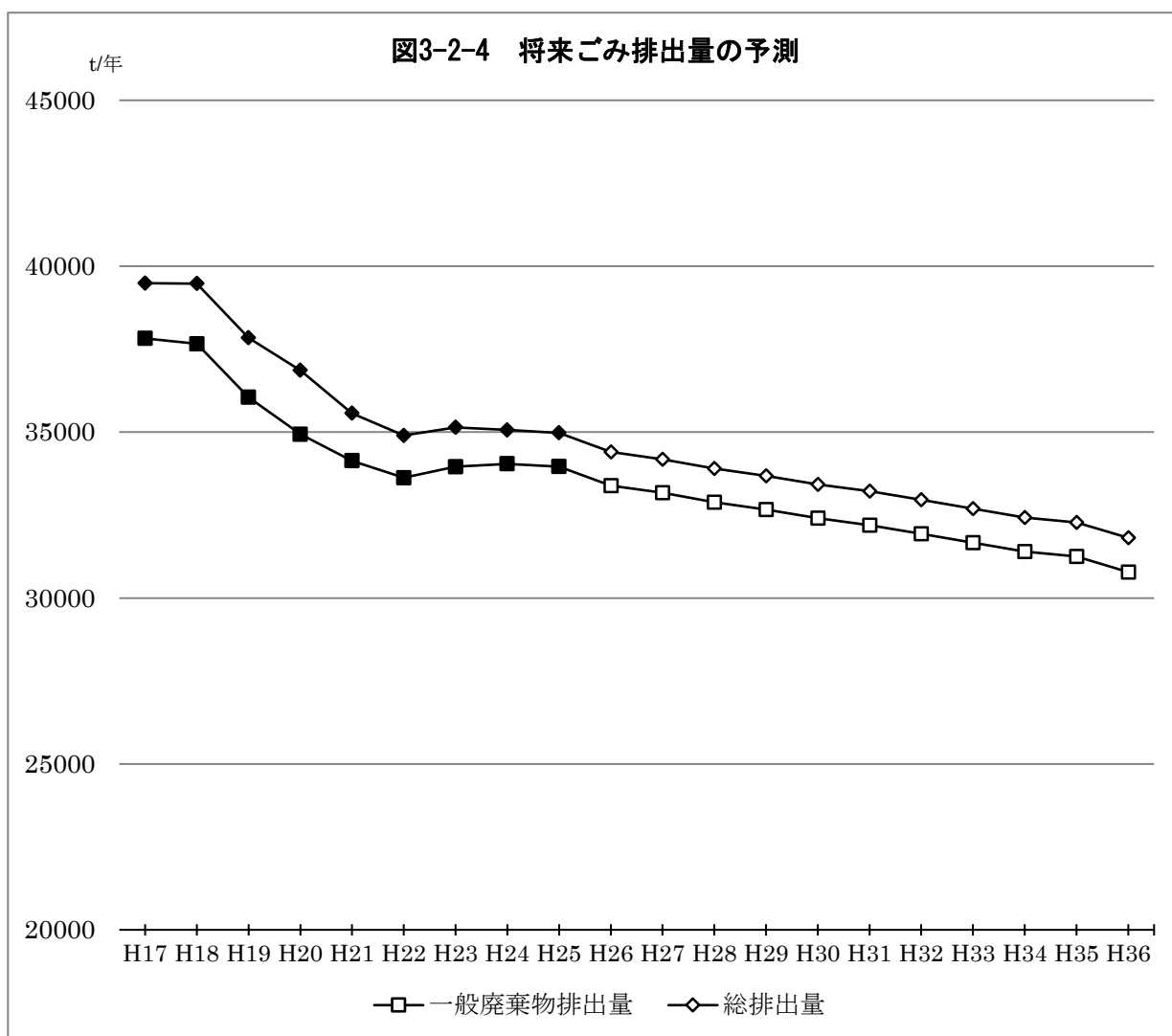
#### 4) 将来ごみ排出量

##### (1) 総排出量

1) から 3) において、家庭系ごみについては減少傾向と予測し、事業系ごみについては直近の排出状況が続くと予測したことから、家庭系ごみと事業系ごみの合計である一般廃棄物の排出量は減少傾向が続くと予測されます。また産業廃棄物については、わずかな増加傾向と予測しましたが、一般廃棄物の減少傾向が強いため、一般廃棄物と産業廃棄物の排出量をあわせた総排出量も減少傾向が続くと予測されます。

表 3-2-4 将来のごみ排出量の予測値

項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
一般廃棄物 排出量	t/年	33,169	32,890	32,664	32,405	32,197	31,933	31,665	31,401	31,249	30,783
産業廃棄物 総排出量	t/年	1,015	1,017	1,019	1,020	1,022	1,024	1,026	1,028	1,030	1,032
総排出量	t/年	34,184	33,907	33,683	33,425	33,219	32,957	32,691	32,429	32,279	31,815



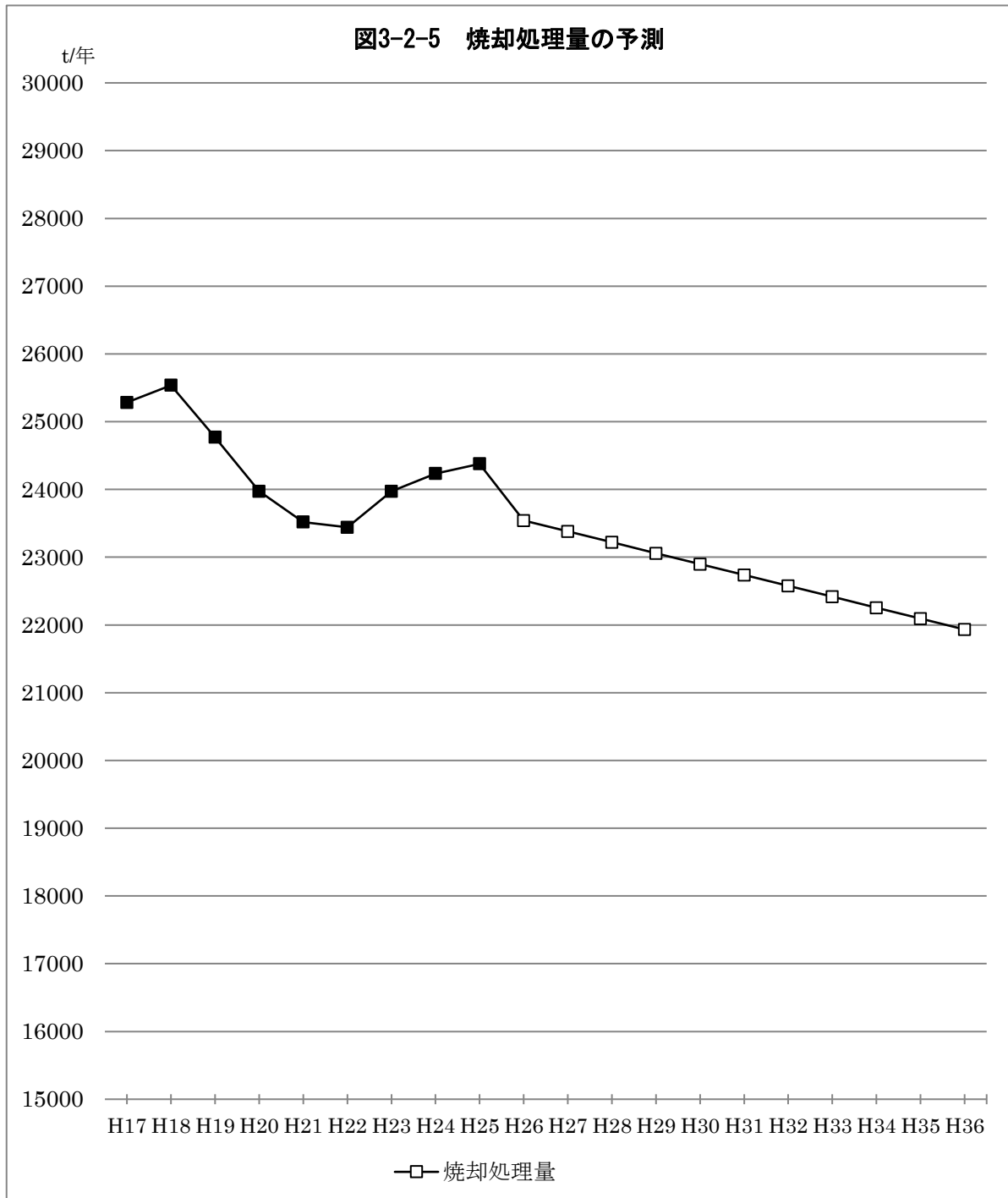
(2) 焼却処理量

焼却処理量の予測値は表 3-2-5 のとおりです。

焼却処理量については、総排出量の減少傾向が続くと予測されることから、減少すると予測されます。

表 3-2-5 焼却処理量の予測値

項目	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
焼却処理量	t/年	23,380	23,220	23,059	22,898	22,737	22,576	22,416	22,255	22,094	21,933



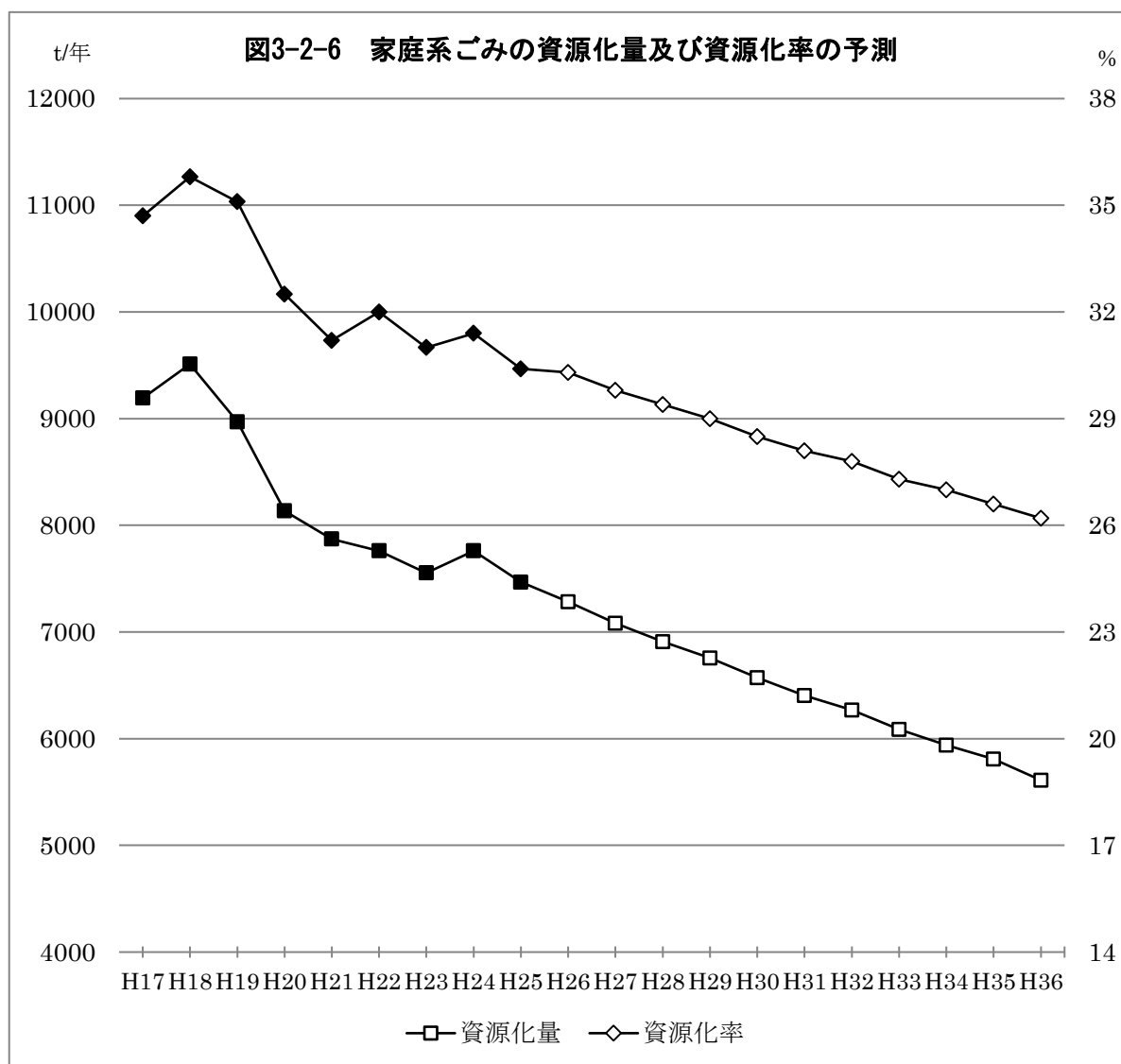
### (3) 資源ごみ

資源ごみ及び資源化率の予測値は表 3-2-6 のとおりです。

平成 17 年度～平成 25 年度の実績では、資源ごみの資源化量は、各年度により増減はあるものの、全体としては減少傾向となっていることから、今後も同様に減少すると予測されます。また資源化量の減少とともに資源化率も減少すると予測されます。

表 3-2-6 資源ごみ等の予測値

項目	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
家庭系ごみ 資源化量	t/年	7,084	6,911	6,757	6,573	6,406	6,269	6,088	5,939	5,810	5,611
家庭系ごみ 資源化率	%	29.8	29.4	29.0	28.5	28.1	27.8	27.3	27.0	26.6	26.2



※事業系資源ごみは原則民間の資源化業者へ搬入するよう指導しており、その排出量を把握することが困難となっているため、本計画では家庭系ごみの資源化量、資源化率を予測しています。



表 3-2-7 人口及びごみ排出量の将来予測

項目	単位	予測値											備考
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	36年度末	
人口	人	89,797	89,069	88,298	87,518	86,704	85,887	85,064	84,241	83,405	82,577	82,000	八次総目標値
一般廃棄物総ごみ排出量	t/年	33,169	32,890	32,664	32,405	32,197	31,933	31,665	31,401	31,249	30,926	30,783	
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	724	723	723	721	719	720	718	717	717	715	715	
収集ごみ	g/人・日	554	556	557	558	559	560	561	562	564	564	564	
可燃ごみ	g/人・日	420	422	424	426	428	430	432	433	435	436	436	ロジスティック曲線式
不燃ごみ(粗大ごみ含む)	g/人・日	57	57	57	57	57	57	57	57	58	58	58	べき乗回帰曲線式
資源ごみ	g/人・日	77	77	76	75	74	73	72	72	71	70	70	ロジスティック曲線式・一次指数曲線式
自己搬入ごみ	g/人・日	34	34	35	35	35	36	36	37	37	37	37	
可燃ごみ	g/人・日	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	
不燃ごみ	g/人・日	22	22	23	23	23	23	23	24	24	24	24	
集団回収	g/人・日	136	133	131	128	125	124	121	118	116	114	114	
拠点集積所	g/人・日	74	73	73	72	71	71	70	69	69	68	68	
集団回収	g/人・日	62	60	58	56	54	53	51	49	47	46	46	
家庭系ごみ排出量	t/年	23,796	23,517	23,291	23,032	22,824	22,560	22,292	22,028	21,876	21,553	21,410	
収集ごみ	t/年	18,208	18,075	17,951	17,825	17,739	17,555	17,418	17,281	17,217	16,999	16,880	
可燃ごみ	t/年	13,804	13,719	13,665	13,608	13,582	13,480	13,413	13,314	13,279	13,141	13,049	
不燃ごみ(粗大ごみ含む)	t/年	1,873	1,853	1,837	1,821	1,809	1,787	1,770	1,753	1,771	1,748	1,736	
資源ごみ	t/年	2,531	2,503	2,449	2,396	2,348	2,288	2,235	2,214	2,167	2,110	2,095	
自己搬入ごみ	t/年	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118	
可燃ごみ	t/年	392	392	392	392	392	392	392	392	392	392	392	H18からH25までの実績値の平均
不燃ごみ	t/年	726	726	726	726	726	726	726	726	726	726	726	H18からH25までの実績値の平均
集団回収	t/年	4,470	4,324	4,222	4,089	3,967	3,887	3,756	3,629	3,541	3,436	3,412	
拠点集積所	t/年	2,432	2,373	2,353	2,300	2,253	2,226	2,173	2,122	2,106	2,050	2,035	対数式
集団回収	t/年	2,038	1,951	1,869	1,789	1,714	1,661	1,583	1,507	1,435	1,386	1,377	対数式
事業系ごみ排出量	t/年	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	9,373	
可燃ごみ	t/年	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	8,089	H25の実績値
不燃ごみ	t/年	818	818	818	818	818	818	818	818	818	818	818	H17からH25までの実績値の平均
資源ごみ	t/年	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466	H25の実績値
産業廃棄物総排出量	t/年	1,015	1,017	1,019	1,020	1,022	1,024	1,026	1,028	1,030	1,032	1,032	
可燃ごみ	t/年	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560	H25の実績値
不燃ごみ	t/年	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433	433	H25の実績値
資源ごみ	t/年	22	24	26	27	29	31	33	35	37	39	39	対数式・一次指数曲線式一次傾向線式・ロジスティック曲線式・べき乗回帰曲線式
総排出量	t/年	34,184	33,907	33,683	33,425	33,219	32,957	32,691	32,429	32,279	31,958	31,815	

焼却処理量	t/年	23,380	23,220	23,059	22,898	22,737	22,576	22,416	22,255	22,094	21,933	21,933	一次傾向式
資源化量(集団回収除く)	t/年	3,202	3,177	3,127	3,077	3,034	2,979	2,930	2,910	2,871	2,818	2,803	
資源ごみからの資源化量	t/年	2,771	2,748	2,700	2,652	2,610	2,557	2,510	2,492	2,451	2,401	2,387	
不燃ごみからの金属回収	t/年	431	429	427	425	424	422	420	418	420	417	416	
(内)資源化量(家庭系ごみ)	t/年	2,614	2,587	2,535	2,484	2,439	2,382	2,332	2,310	2,269	2,214	2,199	
資源化率(家庭系ごみ)	%	29.8%	29.4%	29.0%	28.5%	28.1%	27.8%	27.3%	27.0%	26.6%	26.2%	26.2%	

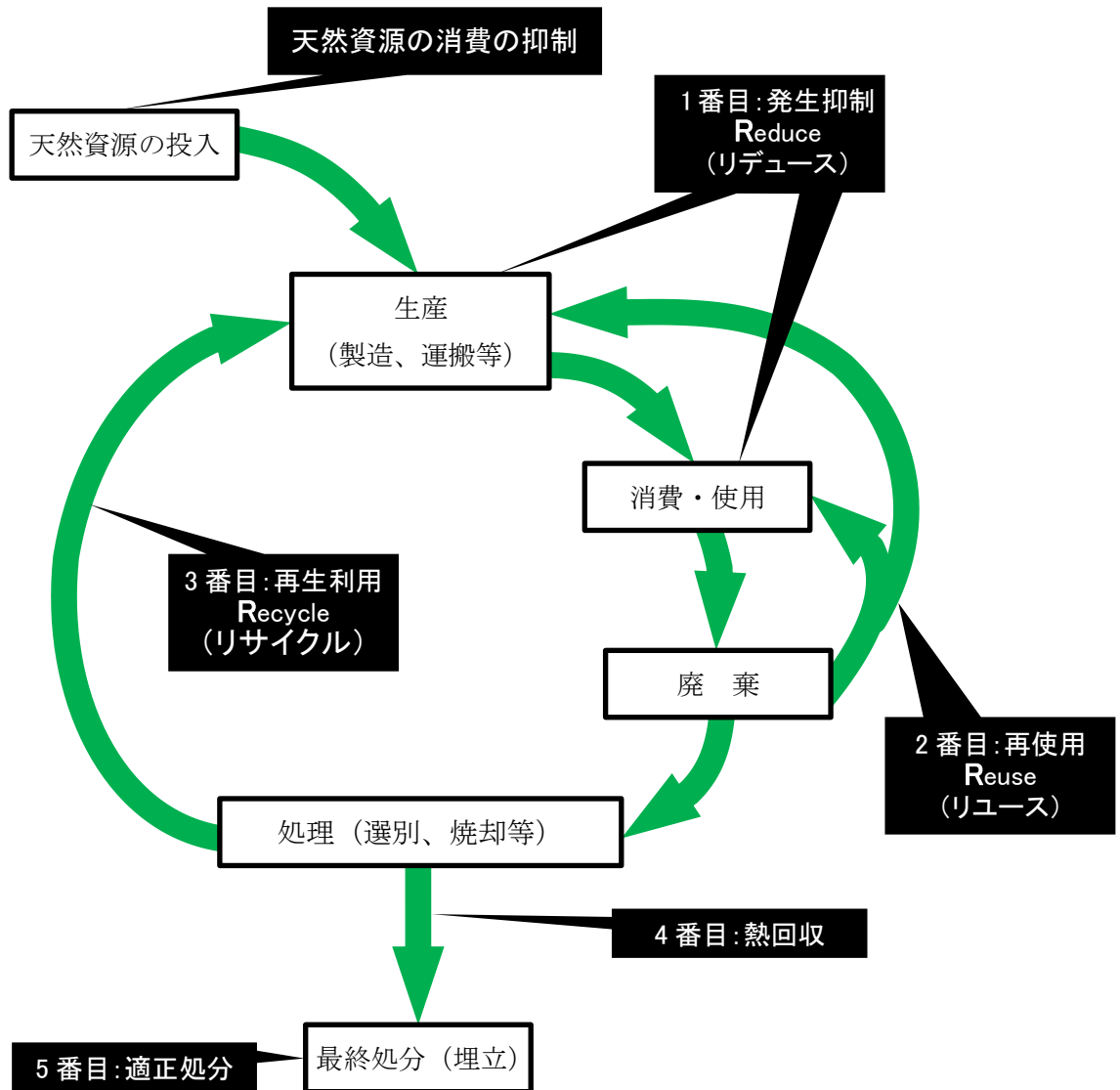
## 4 計画の基本方針

### 4.1 計画の理念

「循環型社会の形成」

市民、事業者、市が連携し、それぞれの取り組みを推進して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順にできる限り循環や回収を行う『循環型社会の形成』を本計画の基本理念とします。

図 4-1 循環型社会の姿



### 循環型社会

3R (発生抑制 Reduce、再使用 Reuse、再生利用 Recycle) の推進と適正な処分により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

## 4.2 計画の基本方針

### 1) 3Rの推進等による廃棄物の減量化

#### (1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)

『リデュース』は、ごみの発生そのものを減らすことです。

不要なものを買わない、もらわない。マイ箸・マイ水筒・マイバッグを利用する、残さずに食べる、詰め替え商品を利用する、過剰包装を辞退する、ばら売りや簡易包装のものを選んで購入する等は、すぐにでもできる『リデュース』の取組みです。

循環型社会を形成するための第一の方策として、資源ごみを含めたごみの総量の抑制を推進していきます。

#### (2) 再使用 (Reuse リユース) の推進

『リユース』は、まだ使えそうなものを適切に洗浄や修理などをしてから、再使用することです。

牛乳びんやビールびん等の「リターナブルびん」は、洗浄することで繰り返し使用することができます。また、サイズが合わなくなった服や、使わなくなったものを人に譲ったりすることも『リユース』の取組みです。

『リユース』のポイントは、一度使用された製品や部品をそのままの形で再び使用するところであり、『リサイクル』を行う際に必要な処理工程（製品や部品を原料に戻す等）がない分、低コストと少ないエネルギーで行えるという利点があります。

循環型社会を形成するための第二の方策として、ものがいったん不要になっても、他の方への譲渡、交換や、他の目的で『リユース』することによって、廃棄されるごみの量を抑制することを推進していきます。

#### (3) 再生利用 (Recycle リサイクル) の推進

『リサイクル』とは、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収して、処理や加工を行い、新たな製品の原材料として再び利用することをいいます。

市では、これまでも分別収集、資源化処理及び集団資源回収の支援により『リサイクル』を推進してきました。

循環型社会を形成するための第三の方策として、今後も民間ルートの活用も含めて、積極的に『リサイクル』を推進していきます。

なお、製品への再生を最優先としますが、再生が困難な場合は、熱エネルギーの有効活用を図っていきます。

### 2) ごみの適正処理

循環型社会の形成のためには、ものをごみとしないことが優先されますが、どうしても再生利用できず、残った廃棄物は、適正な方法で最終処分（埋立）する必要があります。

適正処理には、廃棄物を直接最終処分する方法と、焼却・選別等の中間処理を行って、廃棄物を減量化・安定化・無害化したのち、残渣を最終処分する方法があります。

現在、中間処理施設として焼却処理を行っている資源リサイクルセンター焼却施設及び久々野クリーンセンター焼却施設は、共に老朽化が進行していることから、新施設の建設を

進めます。

なお、新施設完成までは、日常の運転管理と適切な点検整備、延命化対策を実施することにより、施設の安全稼働に努め適正な焼却処理を行います。

また、最終処分場についても適正な管理による延命化対策を実施します。

### **3) 市民、事業者、市の取り組みの推進**

市民は排出者として、事業者は生産者及び排出者として、市は市内で発生する一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、各主体の役割分担を踏まえて循環型社会の形成への取り組みを推進します。

### 4.3 計画の目標

「3 将来の予測」において、それぞれのごみの排出量を予測しましたが、計画の理念である循環型社会を形成するため、次の目標を掲げ、具体的な目標値（中間年度及び最終年度）を表4-1のとおり設定します。

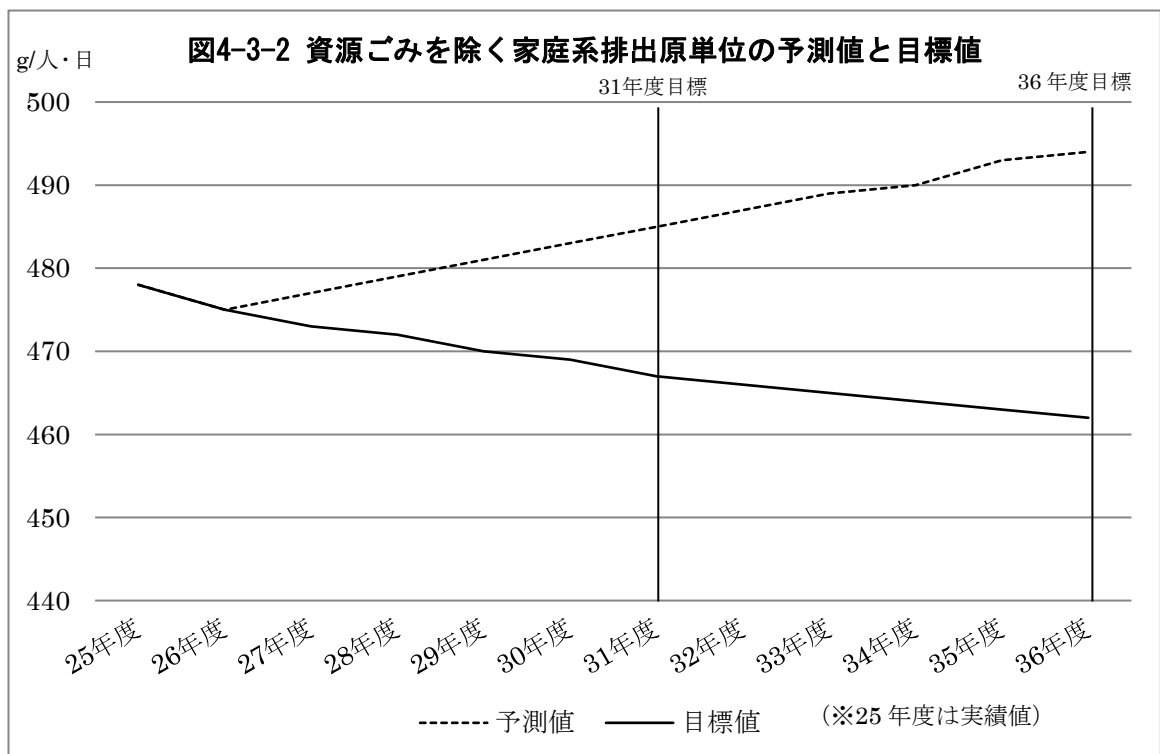
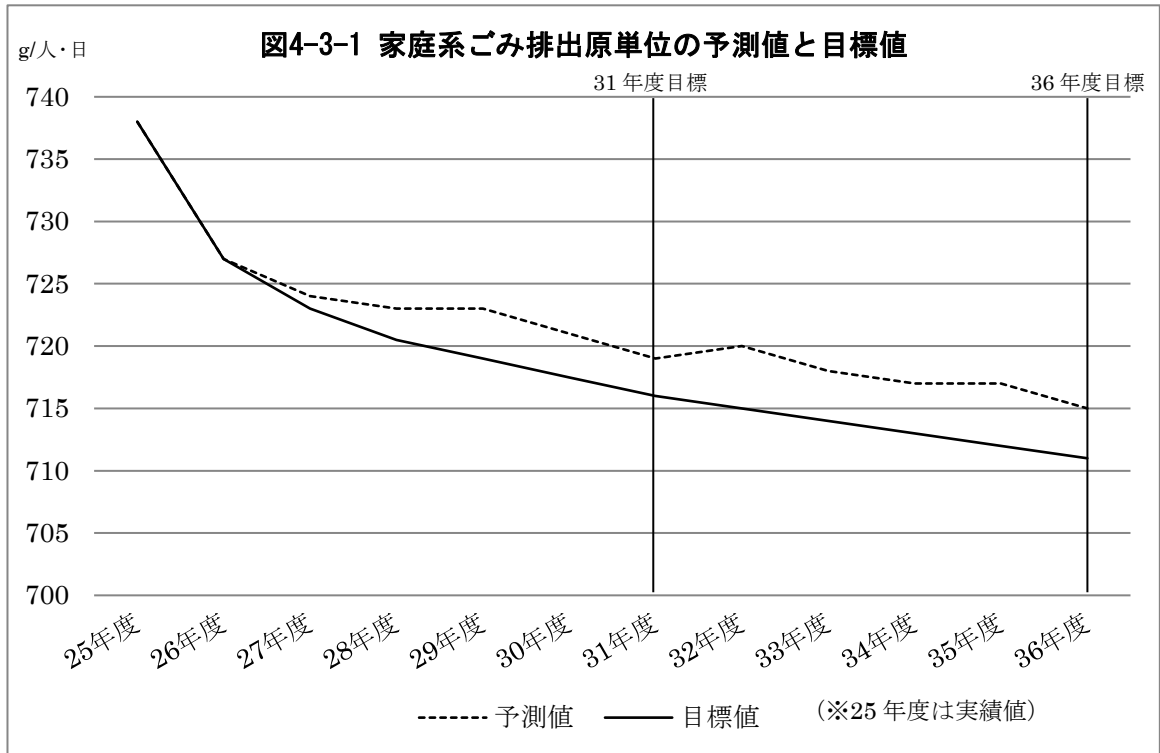
目標：『資源ごみ以外の市民1人1日当たりのごみ排出量を10年間で3%削減するとともに、資源化率を維持します』

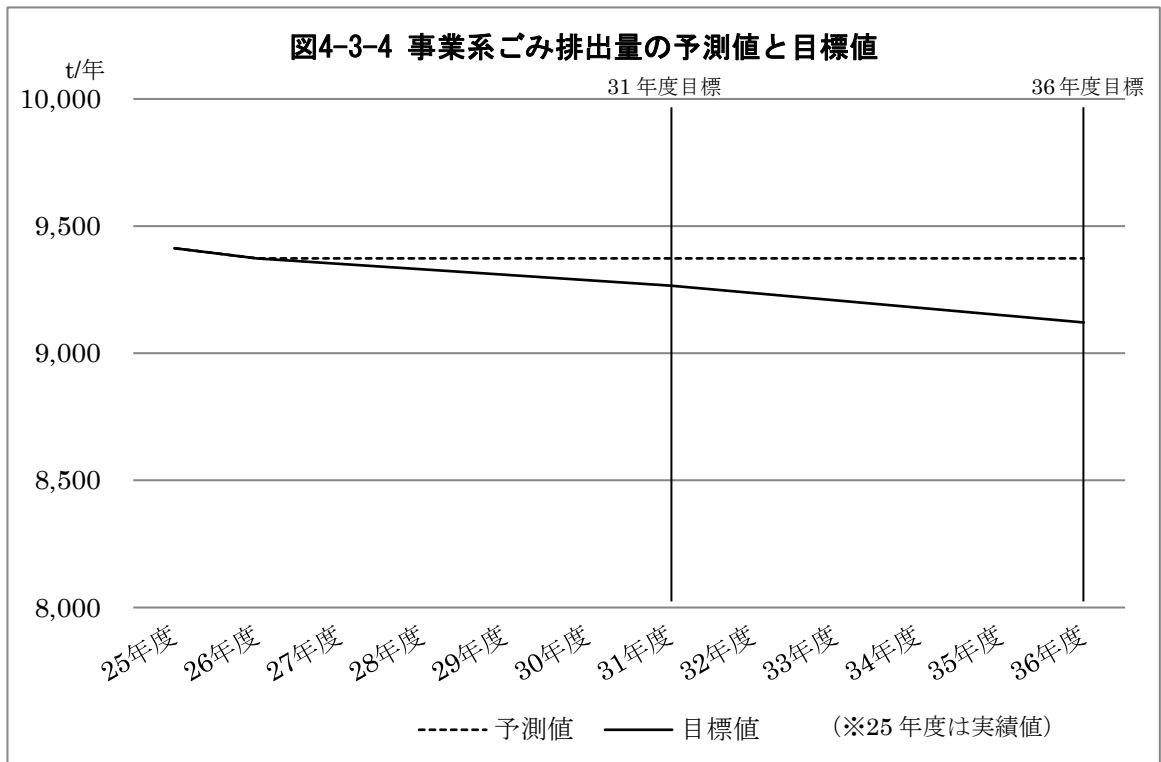
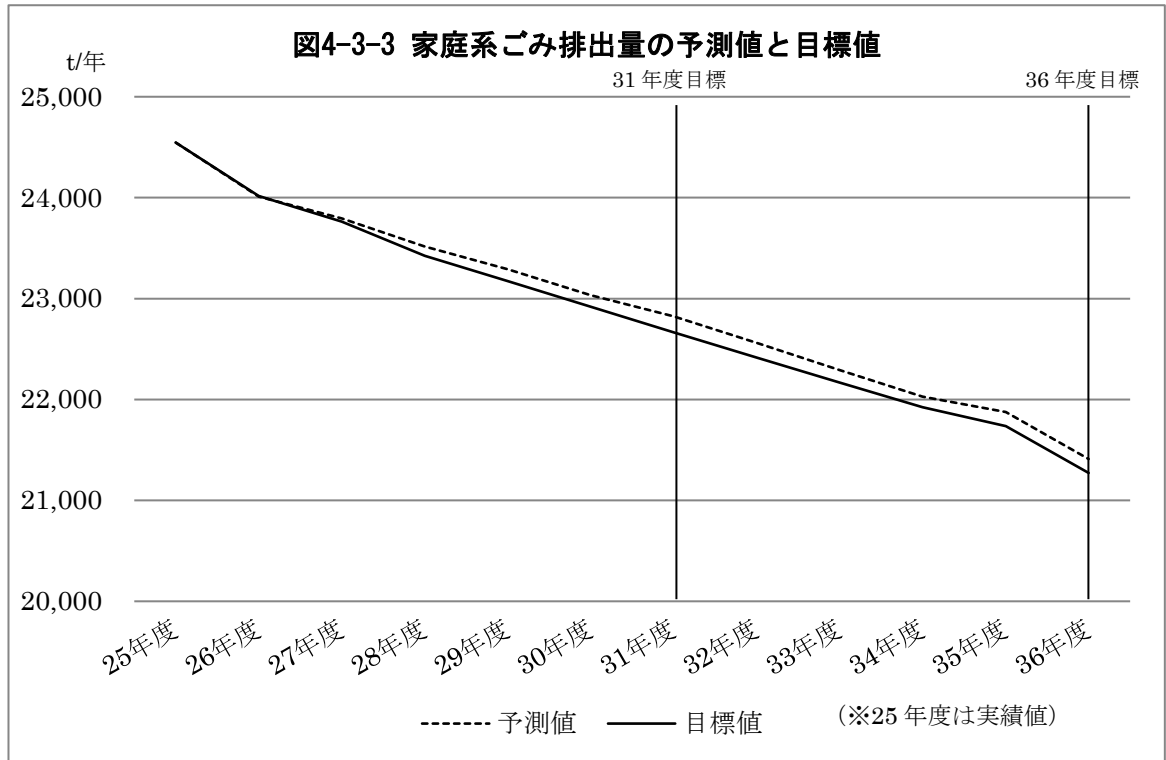
表4-1 計画の目標値

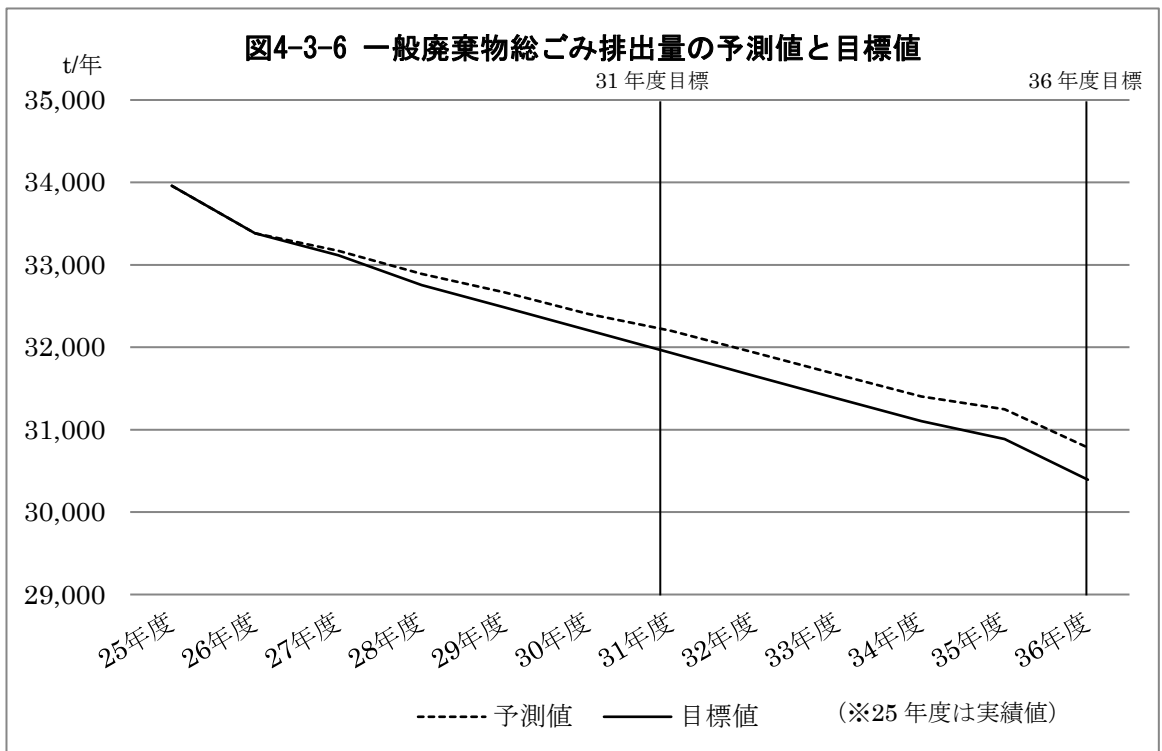
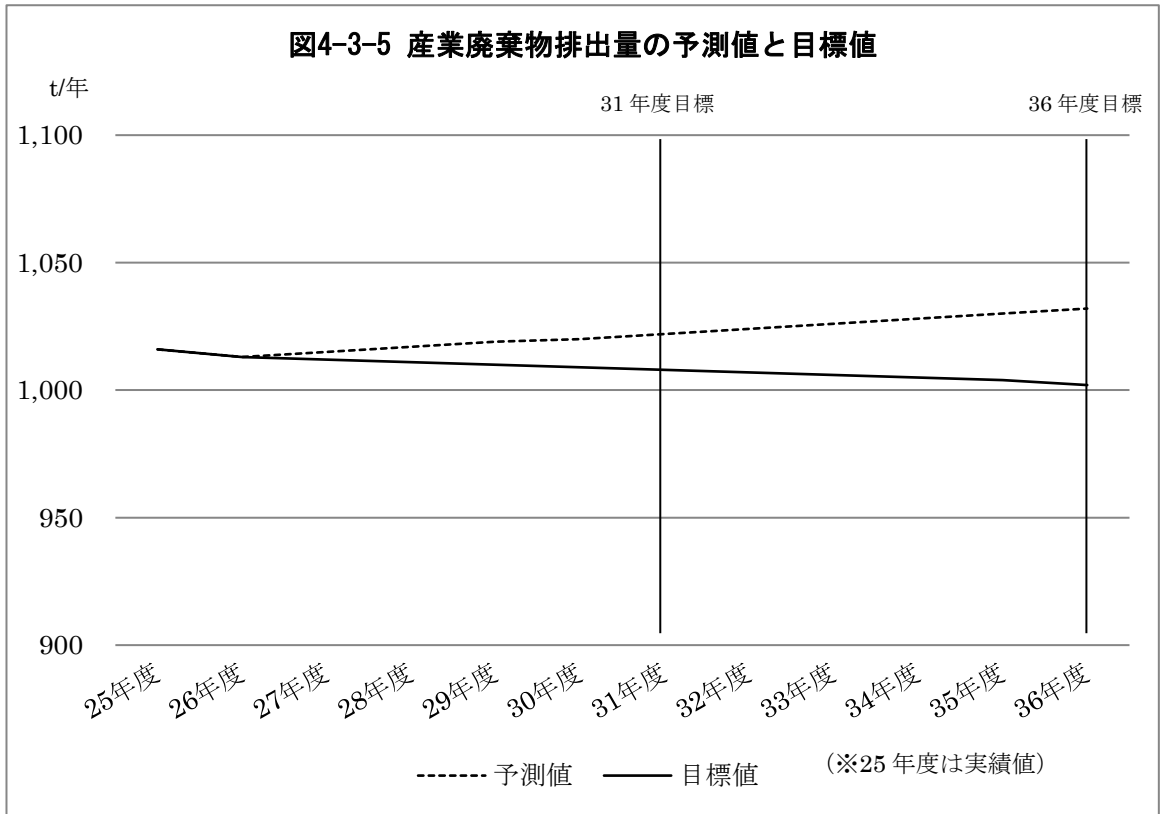
項目	単位	25年度実績	31年度目標	36年度目標	36年度目標設定方法等
人口	人	91,179	86,704	82,000	31年度は推計人口
家庭系ごみ排出原単位 (資源ごみを除く)	g/人・日	478	467	462	②+③
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	738	716	711	①+④+⑤
収集ごみ ①	g/人・日	555	542	537	
可燃ごみ ②	g/人・日	421	413	409	排出量÷1年の日数÷人口
不燃ごみ ③	g/人・日	57	54	53	排出量÷1年の日数÷人口
資源ごみ	g/人・日	77	75	75	排出量÷1年の日数÷人口
自己搬入ごみ ④	g/人・日	38	36	36	
可燃ごみ	g/人・日	14	13	13	排出量÷1年の日数÷人口
不燃ごみ	g/人・日	24	23	23	排出量÷1年の日数÷人口
集団回収 ⑤	g/人・日	145	138	138	
拠点集積所	g/人・日	82	78	78	排出量÷1年の日数÷人口
集団資源回収	g/人・日	63	60	60	排出量÷1年の日数÷人口
家庭系ごみ排出量	t/年	24,546	22,665	21,272	
収集ごみ	t/年	18,460	17,200	16,072	
可燃ごみ	t/年	14,021	13,106	12,241	H25×人口減少率10%×3%削減
不燃ごみ	t/年	1,885	1,714	1,586	H25×人口減少率10%×3%削減 ×小型家電削減量3%
資源ごみ	t/年	2,554	2,380	2,245	H25×人口減少率10%×5%軽量化+ 小型家電増量分
自己搬入ごみ	t/年	1,263	1,118	1,069	
可燃ごみ	t/年	463	392	392	H25×人口減少率10%×3%削減
不燃ごみ	t/年	800	726	677	H25×人口減少率10%×3%削減 ×小型家電削減量3%
集団回収	t/年	4,823	4,347	4,131	
拠点集積所	t/年	2,721	2,443	2,335	H25×人口減少率10%×5%軽量化
集団資源回収	t/年	2,102	1,904	1,796	H25×人口減少率10%×5%軽量化
事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量	t/年	9,413	9,266	9,121	H25×3%削減（資源ごみは5%の軽量化）
産業廃棄物排出量	t/年	1,016	1,008	1,002	H25×3%削減（資源ごみは5%の軽量化）
総排出量	t/年	34,975	32,939	31,395	
焼却処理量	t/年	24,378	22,132	20,865	
資源化量（家庭系）	t/年	2,645	2,458	2,314	
家庭系ごみの資源化率	%	30.4	30	30	$\frac{\text{集団回収+資源化量(家庭系)}}{\text{家庭系ごみ排出量}}$

目標値については、可燃ごみと不燃ごみの平成 36 年度の排出量を、平成 25 年度の実績値から 3%削減すること、また不燃ごみに含まれている小型家電の資源化などで資源化率を維持することを目標として設定しました。

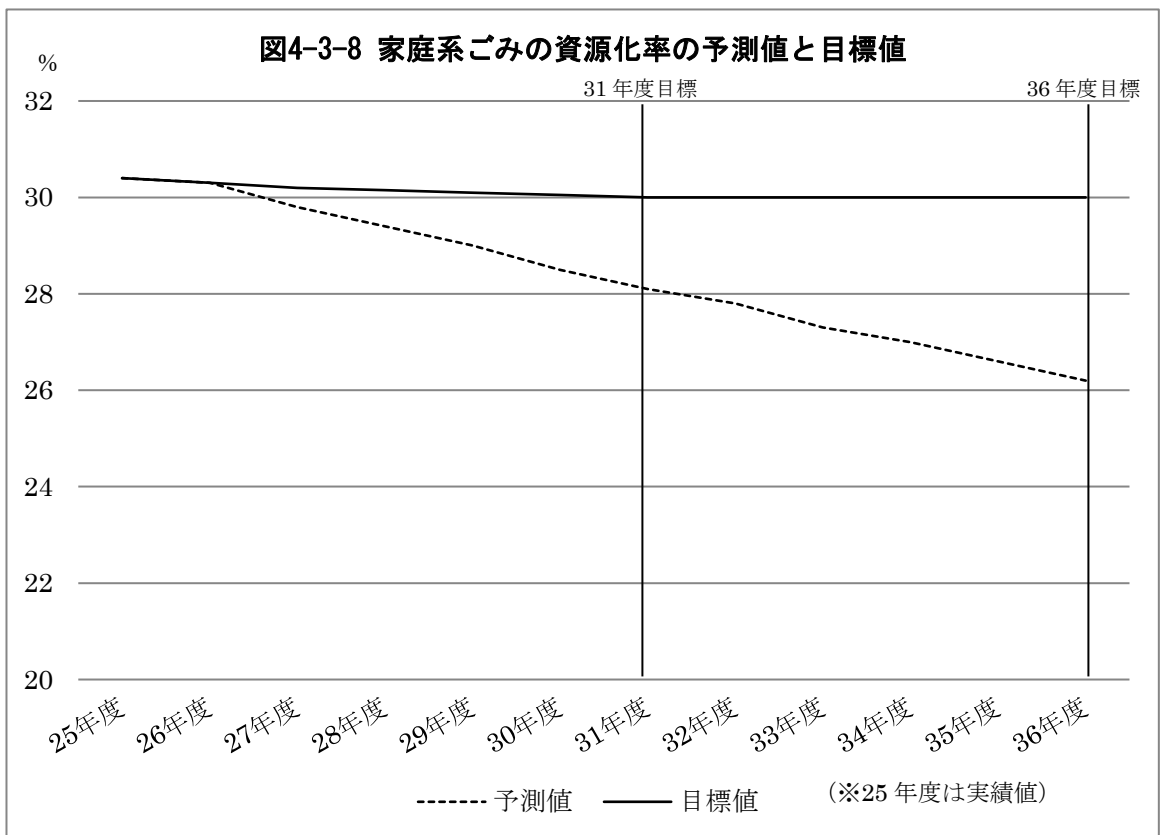
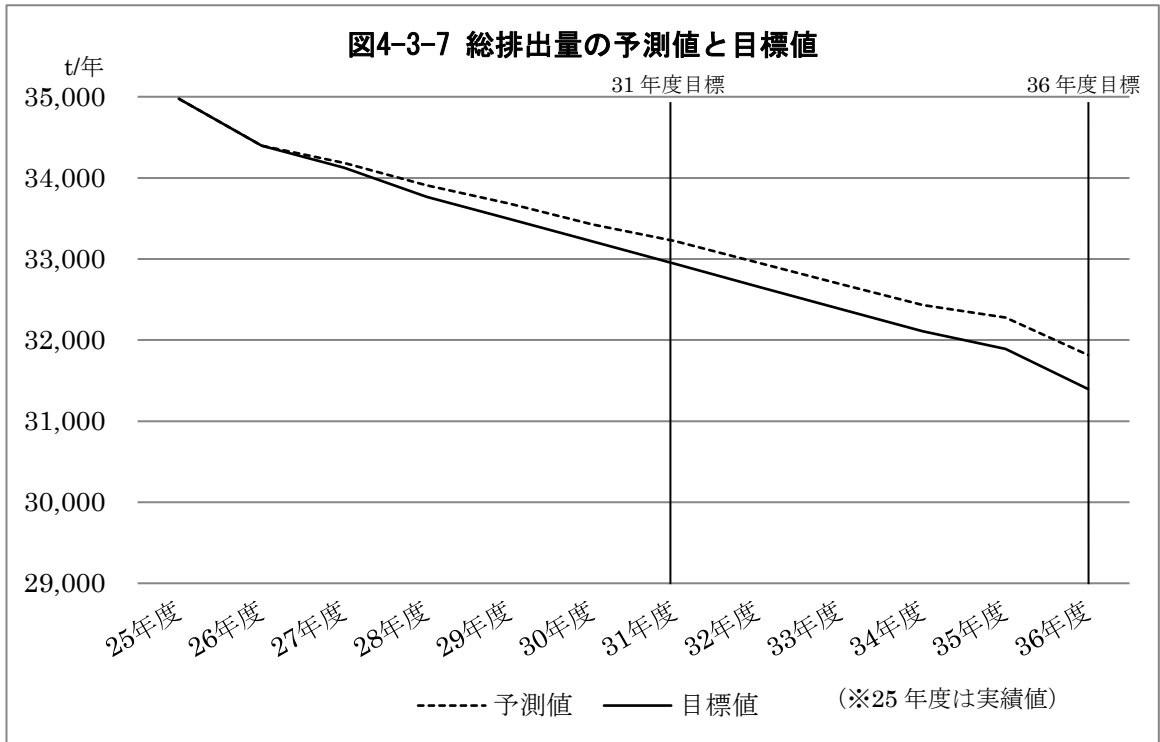
「3 将来の予測」で求めた予測値と「4.3 計画の目標」で設定した目標値のグラフは以下のとおりです。











## 5 3Rの推進等による廃棄物の減量化

「4.2 計画の基本方針」で定めた方針に基づき、次の事項に取り組みます。

### 5.1 廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）

[現状と課題]

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、近年増加傾向にあり、特に可燃ごみが増加傾向となっているため、家庭から排出される可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。

ごみの中で大きな割合を占める生ごみについては、自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化装置等の購入補助金交付制度を実施しています。

マイバッグや詰め替え商品を利用したり、過剰包装を辞退し簡易包装のものを選んだりするなど、容器包装廃棄物等の排出抑制にも引き続き取り組む必要があります。

本来資源ごみである紙製容器包装やプラスチック製容器包装、古紙類などが可燃ごみとして出されているケースが見受けられるため、これらを資源ごみとして排出するなど、分別排出を徹底することで可燃ごみの減量化を図る必要があります。

一定量まで無料としているごみシール制については、施行から20年以上経過しており、より一層の排出抑制に取り組むため、配付枚数の変更などを視野に入れた制度の見直しを検討する必要があります。

[取り組みの内容]

#### (1) 生ごみの減量化

- ・生ごみ堆肥化等装置の利用
- ・排出時の水切りの徹底や野菜くずの活用等調理方法の改善
- ・適切な量の購入、無駄の出ない消費

#### (2) 容器包装廃棄物等の排出抑制

- ・マイバッグの利用
- ・過剰包装の抑制
- ・製品の製造過程及び物流過程における包装廃棄物の排出抑制

#### (3) 使い捨て用品や紙類の排出抑制

- ・詰め替え商品やばら売り商品の拡大
- ・使い捨て商品の使用抑制
- ・裏紙利用や両面印刷による古紙類の削減

#### (4) 現行ごみシール制の見直しなどによる排出抑制

- ・シール配付枚数の検討
- ・料金体系の見直しの検討

### 5.2 再使用（Reuse リユース）の促進

[現状と課題]

不用品リフォーム製品フェアやフリーマーケットの開催などを通じ、不用品の再使用に対する市民の理解を深めるとともに、再使用の促進を図っています。なお、これらの場以外で、家庭内や社内または近隣どうしで不用品の交換や譲渡、また自ら工夫して再度使用することや修

理を施しての再使用、デポジット方式<sup>\*1</sup>やリターナブル容器<sup>\*2</sup>の普及による使い捨て容器の削減などを情報提供することにより、再使用を促進していくことも必要です。

※1：缶・びんなどの保証金を上乗せして販売し、それらの回収の際に保証金を返金する制度。

※2：返却されることにより再利用が可能な容器

#### [取り組みの内容]

- (1) リフォーム製品フェアなどの開催による再使用の促進
  - ・リフォーム製品フェア開催による粗大ごみの再使用
  - ・フリーマーケットの開催支援による再使用の促進、廃棄物の削減
  - ・ボランティア団体への支援と連携による啓発
- (2) 再使用可能な容器の使用
  - ・リユースカップ等の利用

### 5.3 再生利用（Recycle リサイクル）の促進

#### [現状と課題]

容器包装リサイクル法の対象となるすべての種類を収集するとともに、平成26年4月からは小型家電リサイクル法の対象製品の収集を開始しました。これらにより資源ごみの分別排出はかなり定着してきましたが、可燃ごみや不燃ごみの中にはまだまだ資源ごみの混入が見られるため、さらに分別を徹底することが必要です。

また集団回収(PTA等による集団資源回収及び拠点集積所の開設による古紙類等の資源物回収)については、近年収集量が減少しているため、回収奨励の啓発強化などにより収集量の増加に取り組む必要があります。

#### [取り組みの内容]

- (1) 分別方法の周知徹底及び指導の拡充
  - ・分別収集説明会の開催
  - ・ごみの分け方・出し方、ごみカレンダーの配付
  - ・リサイクル推進員等による分別指導の徹底
- (2) 集団資源回収の奨励
  - ・集団資源回収の奨励による資源化の促進
- (3) 環境物品の使用
  - ・エコマーク商品やリサイクル認定製品等の積極的な購入

### 5.4 市民、事業者、市の取り組みの推進

#### [現状と課題]

廃棄物の排出抑制については、廃棄される前段階までの生産、流通、販売、消費等の各段階における配慮や対策が必要です。

市民は、消費者として廃棄物の主たる排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向け、大量生産、大量消費、大量破棄といったライフスタイルの見直し等を行うことが必要です。

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、廃棄物の循環利用及び適正処分への取り組みや環境負荷低減についての情報開示に努める必要があります。

市は、市内で発生する一般廃棄物の収集・運搬・処理に関する責任主体として、減量化の推進、適正な循環利用及び適正な施設整備による環境負荷の低減を行うことが求められています。

さらに、市民や事業者と協力、連携して総合的に取り組むことにより、循環型社会の形成を図ることが必要です。

[取り組みの内容]

表 5-4 市民・事業者・市の取り組み

区分 施策		市民	事業者	市
意識の向上		<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境負荷の少ないライフスタイルの取り組み</li> <li>●ごみになるものは買わない、もらわない</li> <li>●事業者との連携</li> <li>●「もったいない」の心を忘れない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみを出さない製造、販売</li> <li>●再生しやすい素材の使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民、事業者への啓発</li> <li>●指導員等による活動</li> <li>●説明会の開催</li> <li>●総合学習への協力</li> <li>●資源回収の奨励</li> <li>●施設見学の受け入れ</li> <li>●市民、事業者の3Rへの取り組みの支援</li> </ul>
発生抑制 (リデュース)	生ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水切りの徹底</li> <li>●生ごみ堆肥化装置等の利用</li> <li>●無駄の出ない消費</li> <li>●ばら売りや量り売りの購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水切りの徹底</li> <li>●生ごみの減量化</li> <li>●ばら売りや量り売りの実施</li> </ul>	●家庭用生ごみ堆肥化の促進
	減量化の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使い捨て商品の自粛</li> <li>●マイバッグの持参</li> <li>●壊れにくい物、長く使えるものの購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●梱包や包装の簡素化</li> <li>●レジ袋の有料化</li> <li>●古紙類の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●シール制の見直し検討</li> <li>●料金体系の見直し検討</li> <li>●事業系廃棄物（産業廃棄物を含む）の排出状況の把握と適正排出指導強化</li> <li>●減量のための自主的取組の推進</li> <li>●拡大生産者責任※に係る広域的対策の要請</li> </ul>
再使用 (リユース)	減量化の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リユース（リサイクル）ショップの活用</li> <li>●フリーマーケットなどの活用</li> <li>●リターナブル容器を選んで購入</li> <li>●修理やリフォームの実践</li> <li>●必要とする方への譲渡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リユース（リサイクル）ショップの活用</li> <li>●リターナブル容器の活用</li> <li>●環境に配慮した事業活動</li> <li>●修理やリフォームの実践</li> <li>●必要とする事業者等への譲渡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フリーマーケットの開催及び支援</li> <li>●リフォーム製品フェアの開催</li> <li>●ボランティア団体等への支援</li> <li>●リユースカップ等の利用啓発</li> </ul>
再生利用 (リサイクル)	分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ごみの分け方・出し方」による適正排出</li> <li>●資源ごみの分別の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ごみの分け方・出し方」による適正排出</li> <li>●資源ごみの分別の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資源ごみの分別意識の啓発</li> <li>●資源化品目、分別種類の拡大検討</li> <li>●選別能力の強化</li> <li>●落ち葉、剪定枝等の資源化の検討</li> </ul>
	減量化の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集団資源回収の活用</li> <li>●エコマーク商品やリサイクル認定の利用</li> <li>●生ごみ堆肥の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコマーク商品やリサイクル製品の利用</li> <li>●生ごみ堆肥の活用</li> </ul>	●エコマーク商品やリサイクル製品の利用及び啓発

※生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。

## 6 廃棄物の処理計画

「4.2 計画の基本方針」で定めた方針に基づき、次の事項に取り組みます。

### 6.1 排出・収集運搬

[現状と課題]

家庭系ごみの排出及び収集方法は、可燃ごみ、不燃ごみについてはごみ収集ステーションで、資源ごみについては、ごみ収集ステーションや拠点集積所で、粗大ごみについては予約制による戸別収集により実施しています。

廃棄物の適正な分別や排出方法については、これまでに冊子の配付をはじめとして、広報たかやまや説明会等で情報提供を行ってきました。また不適切な分別などに対しては、収集時に警告シールを貼付し、適正な排出の確保を図ってきました。

しかしながら、依然として市内では分別など排出ルールが守られていない違反ごみが発生しているため、適正排出への取り組みを今後も強化する必要があります。

なお、家庭ごみの収集運搬は、平成 20 年 4 月から全て民間業者に委託していますが、今後も確実かつ安定した収集運搬を行うため、人口減少や高齢化等様々な社会情勢状況の変化に対応した収集運搬体制の確保が必要です。

また、家庭から発生する在宅医療廃棄物は慎重な取り扱いが必要ですが、近年その量が増加しているため、収集方式の見直しが必要です。

事業所から排出される廃棄物については、法律により事業者自らの責任で適正に処理すべきであり、かつ再生利用が可能な廃棄物は資源化に努めなければならないとされており、市では、資源化が可能な廃棄物は原則民間の処理施設に搬入するよう指導しています。産業廃棄物については、市の施設以外では処理が困難なものについて受け入れを行っていますが、今後の一般廃棄物の排出量に応じた受け入れ基準の見直しが必要です。

不法投棄に対しては、市職員等による監視・パトロールや協定に基づく郵便局の集配時及び森林組合の通報協力により、不法投棄の抑制及び早期発見に努めています。また不法投棄発見時に、投棄者を特定できるものについては指導を行っていますが、広大な市域であるため十分な監視やパトロールが難しく、対策の強化が必要となっています。

[取り組みの内容]

#### (1) 分別ルールの徹底等

- ・分別収集説明会の開催
- ・ごみの分け方・出し方、ごみカレンダーの配付による分別の周知
- ・リサイクル推進員等による分別指導の徹底
- ・違反ごみ警告シールの活用
- ・在宅医療廃棄物の取り扱いの検討
- ・事業者に対する分別指導
- ・産業廃棄物受け入れ基準の見直しの検討

#### (2) 排出・収集運搬方式

- ・現在実施しているごみの排出及び収集方式（「2.2 ごみの区分」及び「2.4 ごみの収集・運搬」参照）を継続

- ・収集運搬業務を委託又は許可している事業者に対する監督、指導の強化
- ・人口減少等によるごみ排出量の減少に対応した収集区分や収集頻度等の最適化の検討

### (3) 不法投棄防止対策

- ・パトロールの強化、森林組合や郵便局との協定による通報協力
- ・看板の設置などによる啓発
- ・警察等との連携による不法投棄者への指導の強化及び取り締まり

## 6.2 中間処理

### [現状と課題]

ごみの中間処理は、焼却処理及び資源化処理を資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターで行っています。

焼却施設は、双方の施設ともダイオキシン類発生抑制のための恒久対策を講じるなど、適正な維持管理に努めているところですが、稼働開始から 25 年以上が経過し施設の老朽化が進んでおり、維持管理費の増大及び突発事故や故障の発生リスクが増大しています。

このことから、新ごみ焼却施設を建設するとともに、施設の統廃合を検討する必要があります。なお、新ごみ焼却施設の建設までは、これまで通り排ガス・焼却灰等の環境基準値を遵守し、現有施設の適正な維持管理に引き続き取り組むとともに、周辺環境中の大気・土壌等の測定を定期的実施します。

また、稼働中の資源リサイクルセンター焼却施設では、隣接する福祉施設に熱エネルギーを活用した蒸気を供給して、暖房や給湯に利用しています。

さらに、資源化処理を行う施設（容器リサイクル施設、発泡スチロールリサイクル施設、不用品リフォームセンター、不燃ごみ処理場）についても、引き続き適正な維持管理を行うとともに、新ごみ焼却施設の建設に合わせ施設の統廃合などについて検討する必要があります。

### [取り組みの内容]

#### (1) 現有施設の適正稼働

- ・現施設の適正な維持管理及び安全稼働
- ・排ガス等の測定値の監視と環境基準値の遵守
- ・排ガス等の測定結果の公表

#### (2) 新ごみ焼却施設の建設

- ・環境への負荷の少ない安全で安心な施設の建設
- ・熱エネルギー利用等に配慮した施設整備
- ・新ごみ焼却施設の次の施設整備を視野に入れた処理方法、バイオマスエネルギーの活用など長期的展望に基づくシステムの調査研究

#### (3) ごみ処理施設の統廃合

- ・焼却施設及び不燃ごみ処理場の統廃合の検討

## 新ごみ焼却施設の検討

新ごみ焼却施設の基本条件を、おおよそ次のとおり設定しています。

なお、埋立処分地の延命化対策（プラスチック類の焼却処理等）をふまえた詳細な施設規模等の設定は、今後の基本設計で検討します。

### 1 処理対象物と計画処理量(平成 32 年度)

#### ① 可燃ごみ

収集ごみ	12,947 t/年
自己搬入ごみ	392 t/年
事業系ごみ	7,943 t/年
産業廃棄物	550 t/年
計	21,832 t/年

#### ② 不燃・資源ごみからの残渣及び粗大ごみ中の破砕焼却可能物

1,157 t/年

#### ③ 不燃ごみ中の焼却可能物(木片等)

332 t/年

#### ④ 合計焼却ごみ量

23,321 t/年  
(64 t/日) : 計画年間日平均処理量

### 2 施設規模等

#### ① 施設規模【ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）により算定】

計画年間日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率

$$64 \text{ t/日} \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \div 90 \text{ t/日}$$

#### ② 公称処理能力

$$90 \text{ t/日} (45 \text{ t/日} \times 2 \text{ 炉})$$

### 3 処理方式の選定

#### ① 運転方式

高温で安定した燃焼状態を長時間継続することによりダイオキシン類の発生を抑制し、効率的な処理及び燃料等の節減に有効である「全連続運転方式」を想定してします。

#### ② 焼却方式

高山市のごみ質及び分別方法を踏まえ、安全性、耐久性、操作性、維持管理等において有利であり、現有施設において実績がある「ストーカ方式」が最適であると考えています。

#### ③ 焼却残渣（焼却灰）の処理

ごみを焼却した際に出る燃えがら（主灰）や排ガス中に含まれるすすなどのばいじん（飛灰）は、既設の最終処分場で「埋立処分」をする予定です。

主灰の熔融処理については、大量の燃料や電気を使用すること、安定稼働が難しいことなどから、現時点では採用しない方針です。

### 6.3 最終処分

#### [現状と課題]

排出されたごみは、選別、焼却等の中間処理を経て、リサイクルできない燃えがらやプラスチック等を資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターの埋立処分地で埋め立てしています。

また、選別後のプラスチック等安定品目の一部を丹生川埋立処分地でも埋め立てしています。

資源リサイクルセンターでは、現在第1次埋立処分地の埋立がほぼ終了したため第2次埋立処分地を使用していますが、今後、第1次埋立処分地の廃止（跡地利用）及び第2次埋立処分地の埋立残余年数を延ばすための方策が必要となっています。

一方、豪雨や震災により発生する災害廃棄物の仮置場として最終処分地を確保しておく必要があります。

#### [取り組みの内容]

##### (1) 現有施設の適正稼働

- ・ 現施設の適正な維持管理及び安全稼働
- ・ 排水等の測定値の監視と環境基準値の遵守
- ・ 排水等の測定結果の公表

##### (2) 埋立処分地対策

- ・ 第2次埋立処分地の埋立残余年数を延ばす方策の検討・実施
- ・ 埋立がほぼ終了している第1次埋立処分地の跡地利用方法の検討
- ・ 休止中である荘川及び上宝の各埋立処分地の利用方針の検討
- ・ 丹生川及び久々野の各埋立処分地の埋立残余年数を延ばす方策や今後の利用方針の検討
- ・ 災害廃棄物仮置場としての利用確保

### 6.4 災害廃棄物処理計画

#### [現状と課題]

国において、平成26年3月に震災廃棄物対策指針が改定され、水害廃棄物対策指針との統合を行い、新たな「災害廃棄物対策指針」が策定され、東日本大震災を教訓とした災害時の廃棄物処理方法及び処理体制の確保等に関する方針が示されました。

これを受け、岐阜県では平成27年度に「岐阜県災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定する予定としています。

高山市においても、国や県の動向を踏まえ、災害により発生する廃棄物対策計画の策定が必要です。

#### [取り組みの内容]

##### (1) 災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 国や県の指針等を踏まえた「高山市災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定

##### (2) 国、県、その他地方公共団体との連携

- ・ 災害時等における近隣都市との協力体制の確立



## 7 計画の運営管理

### 7.1 計画推進体制

#### 1) 庁内体制

廃棄物行政では、多岐にわたる積極的な施策の展開が必要です。

そのため、職員及び指導員の養成を行うとともに、他部署と連携、協力して取り組みます。

- ・ 専門知識と経験を有する専門職員及び指導員の養成
- ・ 他部署と連携、協力

#### 2) 情報公開

廃棄物発生量、処理状況、施設運転状況、処理経費等に関するデータについては、清掃概要、広報、ホームページ等により広く情報の公開を行っていきます。

#### 3) 民間委託

収集運搬や資源選別等の業務については、従来から民間委託を進めてきましたが、今後も民間の力を活用し、効率的な事業の運営を行っていきます。

ごみ処理施設の整備や運営についても、より効率的、効果的な方法を研究します。

#### 4) 市民参加

廃棄物に関する施策の推進、展開にあたっては、引き続き市民への情報公開と、市民参加の場づくりを行っていきます。

#### 5) コスト管理

費用対効果を考慮した経営的視点からの事業の実施及び実績の評価によって、効果的な施策を展開していく必要があります。

そのため、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法である「一般廃棄物会計基準」等を活用し、他自治体との費用の比較評価や各年度における費用及び経年変化を把握し、効率的な運営に努めます。

### 7.2 計画の進捗状況管理

本計画の進捗状況の管理は、次の方法によって行います。

#### 1) 計画管理の方法

##### (1) 数値の把握と検証

定期的に廃棄物の実態調査等を行い、品目ごとの数値、民間での再利用率及び自己処理量の把握に努め、「発生→排出→再利用・処理」の各段階における数量の把握を行います。また、動向を見極めながら、目標達成に向けた施策展開を行います。

##### (2) 実施計画の作成

一般廃棄物処理実施計画を毎年度作成します。

事業実績を検証することで課題等を検討し、実施計画に反映します。

事業の実施状況が、本計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合等は、計画の見直し等を含めて検討します。

### (3) 基本計画の改定

第八次総合計画及び環境基本計画に合わせて予定事業の実施や目標値の達成状況を検証したうえで、必要に応じて本計画の改定を行うとともに、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合も、計画の見直しを行います。

